

会 議 録 目 次

令和 6 第 5 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 6 年 9 月 3 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問	
	○久留島元生議員	4
	○崎本広美議員	13
	○西田誠一議員	17
	○玉川真里議員	23
	○大江康子議員	36
	○宗像啓之議員	47
	○前田勝男議員	52
日程第 2	第 38 号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）新畝橋下部工事 （その 1））	61
日程第 3	第 39 号議案 町道の路線の認定について	72
日程第 4	第 40 号議案 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	76
日程第 5	第 41 号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	80
日程第 6	第 42 号議案 海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定 について	81
日程第 7	第 43 号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する 条例の制定について	88
日程第 8	第 44 号議案 海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守す べき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	90
日程第 9	第 45 号議案 令和 6 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）	91
日程第 10	第 46 号議案 令和 6 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	95
日程第 11	第 47 号議案 令和 6 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）	96
	（散 会）	98

令和6年第5回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和6年9月2日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 9月3日（火）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長         | 山 崎 真 紀 |
| 教 育 長         | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長       | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長   | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 長       | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| かいたブランド課長     | 石 田 順 也 |
| 資 産 活 用 課 長   | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長   | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長       | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長      | 富 田 誠   |
| 地 域 み ら い 課 長 | 山 田 長 秀 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長     | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長     | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長       | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長   | 吉 川 寛   |
| 会 計 管 理 者     | 吉 本 真 人 |
| 学 校 教 育 課 長   | 小 村 孝 広 |

~~~~~○~~~~~

等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。議場内でのスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切っていただきますようお願いを申し上げます。本日も体調管理の観点から上着の脱衣を許可いたしますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第11に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。11番、久留島議員。

○11番（久留島） 11番、久留島です。今日は1点質問させていただきます。現在、海田町にはタクシー会社がなくなり、近隣のタクシー会社も台数が少なく予約が取れなくて困っておられます。運転手不足、高齢化、海外観光客の増加、地方の過疎化、需要と供給が不釣り合いになっております。今後はライドシェア、デマンドタクシーと交通インフラという分野において大きく変わると思います。また、町内循環バスを利用するにも時間帯が合わない。この度、町内各自治会の利用者に対してアンケートを実施されたようですが、私の成本地区では、北ルートで運行されているが、定員9名のため再三乗れない人がおられます。当初計画したときはこのようなことは思わなかったのですが、残された方はすぐに対応してほしいと言われました。そこで、次の点についてお尋ねします。1番、乗れなかった人の対応はどのようにするのか。2番、海田町はバス対策に補助金を出ているのか。3番、他町のようにデマンドタクシーを採用してはどうか。4番、町内バスとタクシーを併用してはどうか。5番、海田町で補助金申請して自営ではどうか、以上お尋ねします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（竹野内） 久留島議員の質問に御答弁いたします。

町内循環バスについての質問でございますが、1点目のバスの積み残しの対応につきましては、現在、交通事業者にはアリングをするなどして、有効な解決策がないか、様々な方策を探っているところでございます。引き続き、利用者ニーズと運行コストのバランスを考慮しながら検討を進めてまいります。2点目の補助金につきましては、広島県の市町等運行路線再編促進費補助金を受けております。3点目のデマンドタクシーにつきましては、輸送能力に限りがあることや電話予約の手間が別途必要になる点もあり、本町の地形やバス利用者の利用実態なども勘案しますと、必ずしも効果的ではないと考えております。4点目のバスとタクシーの併用につきましても、相当のコストが必要に

なるため、検討のそ上に乗せておりません。5点目のバス運行の直営化につきましては、将来的に乗務員の安定的な確保が困難であることや運行安全性、コスト面等を総合的に勘案いたしますと、委託に比べて有利とは言えないため考えておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）再質問させていただきます。今の回答はちょっと物足らずと感じるんですが、令和5年度の積み残しの件数は何件ぐらいですか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）令和5年度におきまして、17日の間で発生しておりまして、22便において発生しております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）これは、北ルートの全ての便数に占める積み残しの割合はどれぐらいですか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）運行日数2,261日を分母にしますと、6.5パーセントでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）ちょっと私の予想とは違いますね。私、1パーセントぐらいかと思ったんですが、このような値を町のほうはどのように思われますか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）バスを当てにされて乗ろうと思われた町民さんがその場で乗れないという実態がある、そういう数字だと思っています。御不便をおかけしておりますので、そこは何か解消ができないか、今、探っているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）その対応はどのようにされたか。他町の場合は積み残した場合は、タクシーじゃなくて、バスの運転手が役場のほうへ連絡して、役場のほうから職員が急きょ役場の車でお迎えに行って、丁重に謝ってそして目的地に送っておられるんですが、ここはどのようにしておられますか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）現在検討しておりますのは、現在運行している車両の大型化ができないか、あるいは乗車定員の増ができないか、また運行方法で何か工夫ができない

かということを探っているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それでは、そこで積み残された人の対応はやってないわけですね。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）今現在は手当てができてない状況でございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それでね、私の近所の方が、すごくおとなしい人なんですけど、大きな声で私は怒られたんですよ。何でこんなことになるのか、この夏の暑いとき、病院まで行くのに置いていかれて、歩いて病院まで行ったという言われるんですよ。だから、その後のやっぱりフォローのほうもしっかりやってないと、ひんしゅくを買いますよ、そのまま置いていかれて。夏は暑い、冬は寒いんですから。そして、停留所まで行かれるのにどうしてもその時間帯の15分前には行っておられるんですよ。待って乗ろうか思うたら乗せてもらえなかった。そしたら、その時間帯というものは、停留所に屋根があるわけじゃなし、日の当たるところでずっと待っておられるんだから、その対応を考えていただいたらどうですか。現在でもまだ次の段階に入っていないんですから、しっかりその点も注意してもらいたいんですが、いかがですか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）この積み残しの問題につきましては、2ルート移行後、発生していることは芸陽バス等からの聴き取りにより認識しておりましたが、なかなか有効な手段を打てなかったことにつきましては、大変利用者の方に申し訳なく思っております。ただ、先ほど、議員御提案のあった公用車での運送、これにつきましては万が一公用車で住民の方を乗せて事故があった場合、その補償であるとかその運賃等の問題もありますので、そこは、現在こちらのほうでは考えていないところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）そのところは町民の方は考えてなかったと思うんですが、それも、一応、内容を話してないと本人納得しないですよ。その場合に、ただこのまま放っておくわけにもいかないし、現在、北ルートは、車が小さいですから座席数の多いものに変更されるか、また大きいバスに変えられるか、どちらにされるんですか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）車両の大型化ということになりますと、北ルートは狭い部

分が多くございますので、ある程度限界があると思っています。その中で今の9人乗りから、更に乗車定員が増やせるものが選択できるかということを、今まさに検討を進めているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）現在、小さいほうでも定員の多いのがありますから、そういうふうを選択されたらいいんじゃないかと思うんですが。次に、デマンドタクシー、これまでもほかの議員からも再三質問があったと思うんですが、現在の検討状況はどこまで進んでいるかお尋ねします。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）現在、複数の交通事業者にはアヒアヒングを行っているところでございますけれども、どの事業者さんもやはり運転手が恒常的に不足しておって、非常に危機的な状況であることは、どの事業者さんも同じ状況でございます。そうした中で安定的に継続的に運転手を確保できるのかというのは、相当不透明な状況になっておりますので、そうした状況の中でデマンドが採用できるかということは非常に難しいという回答を複数の事業者さんから得ております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）聞くところによると、デマンドタクシーは、岡山では全部デマンドタクシーでやっている町があるらしいんですが、ああいう先進地に見学に行くか、相談しに行かれたらどうかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）先進地の事例については、現場に行くことも有効かと思いますが、インターネットでも十分情報は得られますので、まずは、そうした情報収集十分にしっかりやっていきたいと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）次に、バスとタクシーの共用ですね、これについてタクシー会社と協議したことはありますか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）はい、先ほど、デマンドのところでも触れさせていただきましたけれども、タクシー事業者さんとかこういったことも協議をしたことはございます。

○議長（桑原）久留島議員。



○11番（久留島）ちょっとそのときの状況をお知らせください。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）相手があることでございますので、具体的に金額まで申し上げられませんけれども、やはり、1日、タクシーを確保するとなると、それなりのコストを必要とするということは情報として得ております。ですから、併用するとなると、それはタクシー分がそのままコストが純増ということになりますので、必ずしも有効とは考えておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）費用面も含めて、今後導入するかどうかは協議してないんですね。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）費用面についてヒアリングをして、必ずしも有効とは思っておりませんので、ここは採用をすべきものではないと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）先ほども、バス事業が厳しい状況が続いていると言われておりますが、私が住んでいる成本地区では、朝2便、路線バスが運行しているんですが、以前は旧国道経由で10便ぐらいバスセンターまで行っていたんですが、これが今はなくなったので、どうしても町内バスに頼ることになっているんですが、これが、できるだけ全員乗れるようにしてほしいんですが、車など、現在高齢化が進んで免許返納者がどんどん増えておりますので、海田町もその点を十分注意して検討してもらいたいと思うんです。それと、バスとタクシーを併用したんですが、これは配車アプリを活用したら、割と解決できるんじゃないかと思うんですよね。スマホの画面上に移動しているタクシーが地図上に表明してから、配車アプリは複数のタクシー会社が参加しておりますので、比較的容易であると思うんですが、この点はいかがですかね。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）アプリの活用が有効であることは存じておりますけれども、それがイコール運転手の不足している状況を解決するということにはつながらないと考えております。公共交通として成り立たせるためには、やはり、継続性というものが求められると思っておりますので、アプリだけではなかなか解決難しいものと認識しております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）だから、これを最大限おさえたバスとタクシーの併用を進める必要があるかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）先ほど来、繰返しになると思うんですが、さすがに安定して公共交通を運行していこうと思いますと、必ず来てもらえるというようなことが保障されない非常に難しいと思います。現に、すいません、私の経験で申し訳ないんですが、配車アプリを利用して呼ぼうとしても、それでも来てくれないということもございます。必ず来てくれることが前提で、やはり交通インフラとして成り立っていくものだと考えておりますので、非常にコスト面からもそういった安定的な運行からも厳しいものと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それでは、5番目の、海田町独自でやったらどうかというふうなことが思いつくんですが、現在、バスの関係で補助金を頂いていると言われましたが、幾らぐらい頂いてるんですか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）令和5年度の実績で49万3,000円でございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）やはり、自営でやってないから少ないんですね。坂町の例を言いますと、平成5年度の決算なんですが、バス、中型1台、小型2台、3台で運行しておられます。坂の場合も以前は業者に出していたんですが、あまりにも高いので、これ自営でやったほうが安く上がると言われて、現在、自営でやっておられるんですが、5年度の持ち出しが2,000万弱、1,990万ぐらいですか。それで、海田町の持ち出しは二千四、五百万ですね。だから、自営でやったほうが安くつくわけですよ。サービスも行き届くしね。坂の場合は3台で運行しても、それだけの持ち出しなんですよ。これは補助金も国が200万、県が100万、約300万ぐらいだそうです。また、今年は大型バスを購入されて、2,200万で、12月から搬入していただくんで運行開始の予定になっております。この費用対効果からいっても、安くつくのは明らかですよ。それをなぜあえて業者に頼んで、楽ですわね、そのほうが、丸投げですから。いつまでも、だから自営でなくて業者に依頼されるわけですか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）バスの運行には、当然に乗務員の安定的な確保が必要になってまいります。先ほど来、申し上げておりますけれども、やはり乗務員の安定的な確保というのが非常に不透明な厳しい現況を踏まえますと、自営に切り替えるというのは必ずしも有利とは考えておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）海田町にはいいところあるじゃないですか、人材派遣の。あそこで人がたくさんいる。例えば、JRバスとか広島バスから定年退職された方が名前を登録してあってじゃないですか。その人に来てもらったら人材は足りると思いますがね。海田の自動車学校も送迎バス、以前は10台ぐらい持ってぐるぐる、瀬野から広島から坂から回っていますが、皆、お宅の人材派遣のほうから来てもらっていますよ。そしたら、そういう人らが次から次へと自分がもう限度だと思ったら、呼んで来てくれるんですよ、自分がいたバス会社のOBを。年齢があまり多いと危ないからいけませんけどね。そういうふうにしてルートをたどっていけば運行できるんじゃないかと思うんですがね、そういうふうな努力をしてもらわんと、そりゃ無理じゃ、こりゃ無理じゃ言ったんじゃ駄目ですわ。シルバー人材センターというのがちゃんとあるんですから、それをほかの業者の方にしっかり利用してもらって、肝腎な自分のところが利用しないのはおかしいんじゃないですか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）はい、シルバー人材センターについての例を御指摘いただきましたけれども、数日前に会員さんの登録状況を確認いたしました。二種免許をお持ちの方で、こういったサービスが、委託が可能なのかという問いを投げ掛けたところ、会員さんも相当高齢化が進んでおって輸送サービスは受けないという方針を内部で持たれているようでございますので、シルバーさん、一例でございましてけれども、やはりそういった運転手の確保は、こういった分野でも困難になりつつあるということを認識しております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）あれはバスの運転手は、二種は持たなくていいんじゃないですか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）運賃の収入を得て運行する場合には、二種免許が必要でございます。先ほど、申し訳ございません、シルバーさんにお伺いしたのは、大型でかつ二種

をお持ちの方ということで伺いしてみたものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）今の小さい車を大きいのに換えた場合には、どうしてもバスの料金が高くなるから、費用が今の150円では間に合わないから上げられるんじゃないかと思うんですが、それはどの程度まで上げられるんですか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）今回のアンケート調査にも、どれぐらいで許容されるかという部分も伺いしておるところでございます。やはり、総コストにかかる受益者負担ということで、適正な額を設定していきたいと思いますので、今現在、まだ結論のほうは出しておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それも結論が出たら、それは、少しは上げるんでしょうが、ただ他の町ができることがなぜ海田町でできないのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）いろんな自治体がございます、どこに重点的に投資をしていくか、コストをかけていくかというのはそれぞれの自治体の考え方があろうかと思います。本町におきましても、毎年2,400万程度の負担がかかっておりますので、そこをどう改善していくか、どこをどれだけ収支改善をしていくかというのが今回のポイントにはなろうかと思います。海田町におきましては、いろんな施策の中で、交通施策がある一定程度収益を上げながら、収益というか、コストを圧縮しながら運行しているところを目指していきたいとは考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それは分かるんですが、だから、他町の例を話しさせてもらったんですが、費用対効果、費用対効果って二言目には言われるんですが、現在より経費が安くつく、そして、それは運転手を探すのは困難かも知れませんが、ほかの町は、努力をしてそういうふうにはやっておられるところがあるんだから、やっぱりいいのは倣ったほうがいいんじゃないですか。そして、少しでも町民のためになる。ただ、もう高齢者になると、そのバス停まで歩いて行かれない方がおられるんですよ。そういう方のためにはどのような手段を取られますか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）どうしても歩いて行かれない方につきましては、いろんな福祉施策のほうで対応するか、そういったところになるんだろうとは、すいません、思うんですが、現状のこの循環バスにおきましては、そこまでケアをすることはできないと考えております。また、先ほど来、タクシーの話も出ておりますが、そちらの対応も非常に困難ということでございますので、町といたしましては、現在の運行を主に考えてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）遡った話をするんですが、このバスを走らす一番最初のときに、海田町にあったバス会社の人が3台ぐらいもう自由に海田町フル回転して走らせるから使ってください言われたんですよ。それをバスに切り替えたばかりにこういうふうなことが起きとるんですが、海田町狭いんですから、10分もありゃあ、隅から隅まで行くんですよ。坂のように端から端まで行ったらもう呉のほうまで行かなきゃいけないんだから。海田町の場合は、本当、一回りするのが、直径で10分もありゃあ行きます。だから、小回りが効く車にすれば、家まで迎えに行って、それは費用を高くするかどうか分かりませんが、そういうふうなデマンド形式にすれば十分にやっていけるんじゃないか思うんですが。費用対効果いっても、バス会社に委託したら営利関係ですから、経費の倍ぐらいはかかるんじゃないか思うんですよ。それを自分のところでやったらそれだけコストが安くなるというふうな見本が隣町にあるんですからね。ある程度しっかり様子を聞かれてからやられたらどうかと思うんですが、もう、そのような努力する必要は考えとってないですか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）やはり、町として住民の方々の利便性を確保していくということも重要なポイントでございます。必ずしももうここで何も研究しないというわけではございませんので、いろんな町村の良い事例というのもし引き続き勉強はさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それは考えて、結論はいつ頃出ますか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）まだアンケート結果のほうも出ておりませんので、これを集計しまして、また議会の皆様、そして地域公共交通会議に報告して、方向性を出していきたい

いと思います。また集計ができましたら御報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）やはり、動かない人は、一日でも早くそれを期待して待っておるんですよ。今日か明日かと。それをアンケートが何とか集まらんからどうのこうの言われますけど、そんなのは各自治会回ってから相談したらすぐできると思うんですね。うちの自治会は相談しに来られたから、自治会のメンバーを集めてから相談を受けたんですがね。そしたら、やっぱり不満ばかりですわ。だから、この不満を解消するいうたら、至難の業ですよ。やはり、そういうふうな成功しとる町があるんだから、そっちをしっかり勉強していただいて、できるだけ早く、今年度中には解決できますか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）今年度策定いたします海田町の地域公共交通計画に基づきまして、運行等の変更をかけていきたいと考えておりますので、早くても来年度と考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）来年度考えるって、来年度からスタートじゃなしに。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）計画策定いたしまして、来年度中に予算化して、来年度中に運行の形態を変えていくという作業になろうかと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）じゃ、期待しておりますよ。終わります。

○議長（桑原）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけお願いいたします。海田市駅北口交番の移転について。8月8日の全員協議会で、海田市駅北口交番の移転について説明がありましたが、私は、町から説明を受けるよりも前に交番の状況について関係者から相談されていたので、内部を見に行ったことがあります。建設後40年近く経った建物は、想像以上に傷みがひどく中が狭い状況であり、駅前の治安を守っている警察官の職場環境としての悪さに驚いた。交番の1階は窓口になっているが、話を聞くスペースは狭く、事務机や書類棚がところ狭しと並んでいる。2階に上がる階段の壁には大きな穴が二、三か所開いており、修繕の跡が見られました。2階の廊下の一部の床が抜けているかと思うほど、大きくたわんで歩きにくい。仮眠室は男性だけで女性の仮眠室はない。女性

警官が安心して勤務できる交番にしていきたいと言われましたが、これでは女性警官が安心して勤務できる現場環境には程遠いと感じました。人が多く集まる駅前には交番があることは、治安や防犯上の安心にもつながります。また、道路案内や落とし物案件も多いため、駅前交番に求められる役割は大変大きいと思います。現在の交番は、連立事業の計画が決まるまでの交番として本町が建てたものと聞いていますが、町は、連立事業の整備状況に合わせて駅前交番の最終移転先を決めると言われていますが、それでは当面の間、問題は解決のめどが立たないと思います。建物の状況を見れば、既に限界に近い状況なのは、誰が見ても明らかでございます。このまま移転の話が進まなければ、駅前から交番がなくなることもあり得ます。半世紀近くあった駅前交番がなくなことは、本町にとって、防犯上大変大きな損失であります。町は移転問題の早期解決へ向けてどのように取り組んでいかれるか、考えを問うものでございます。町長、ちょっと答弁のあれでは再質問の内容が変わると思いますが、よろしくお願いします。

○議長（桑原）大きく外れんようにしてください。

○13番（崎本）はい、外れないように気を付けます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）崎本議員の質問に御答弁いたします。

海田市駅北口交番の移転についての質問でございますが、現在、移転候補地となる駅周辺の土地を広島県警察に対して具体的に提案しているところであり、詳細な条件を双方で確認している状況でございます。移転問題の解決に向け、早期の用地確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それでは再質問に移ります。早期に解決できるよう考えていますということですが、今まで海田警察から再々に要望があった高架事業に対してのあれで、高架事業の後のことしか説明がなかったと海田警察から聞いていますが、あなた方は何を考えておられるか、わしははっきり言うて分かんよ。高架事業があれあって、もう何十年も経ちますよ。高架事業とあれと二重投資になるから、国土交通省もどうのこうのいうて。そりゃ、あんたらが言うのは勝手ですよ。あんたらの努力が足らんのですよ。私が平成4年に議員になって、その当時はまだバリアフリーも進んでいませんでしたよ。わしも身体障がい者じゃからバリアフリーのことについて、何回も、大方10年近くやってきましたよ。今はほとんどバリアフリーも改善されて、障がい者も住みやすう

なったんじゃが、それもこれも、あなた方、わしが一般質問で出して、駅でも構内でも30センチ、40センチ段があったんですよ。それも改善してくれえ、年寄りがあれやから何年経つか分からんからエレベーター付けたらどうかいうて提案しても、あんた方、5年ぐらいよ、3年か5年ぐらい、国交省から二重投資。だから、いまだに高架事業進んでないじゃないですか。海田町の町民から聞いてみなさいや。高架事業、いつできるか分からん。もう注目なんかしてませんよ。町長、最近になられたけん分からんのじゃが、執行部の皆さんは、高架事業、当初は、高架事業をいち早くお願いしますいうて陳情もありましたよ、再々。地元からも陳情、私も行きましたよ。最近はそのような話も薄れてしもうてから、いつになるかのういうて、10年先かのう20年先かのういうて、町民の皆さん、皆そう思っていますよ。あなた方、それを早く解決しようと、ひとつも思うちよらんではないですか。エレベーターでもついて何年になるんですか。十何年経つんでしょうが。十何年かもっと経つかの。あなた方はね、そういう努力をひとつもしないとね、最近、言い訳ばかりされますが、昨日の下岡さんの答弁でも、当たり前のことを言うて、当たり前は当たり前のことですよ。橋は県が許可する、擦り付けの道路は民間の土地もあるし、それが解決できんから物事が前へ進んじょらんではないですか。最初から物事、早くせんと、物事走るから、何十年も遅れちよるんですよ。だから、町民がどういうふうに思っているか、町民の考えも、わし再々言うちよるんじゃがの。ちょっと町民の考え、地権者の方の意見もきちっと聞いてね、物事を進めたらね、そう長いかからないと思いますよ。私も交番やなんか、そんな話は聞かんかったんですよ。だけど、議長と交番へ、署長が代わったから、今後とも海田町よろしく申し上げます言うたら、ちょっと交番を見てください、あれは警察官が勤務するところじゃないですからと言われたけえ、ほいじゃあちょっと見に行つてちゃつと対応しましょういうて、ほいで、議長と約束してきたんですよ。そこらを考えて、海田町から、警察官が一生懸命働いてくれる交番がないようになったらどうなりますか、治安が。もう何十年も前からね、移転先を、あれは私が調べてみたんです。警察やなしにあんたらより先に調べてみたんですよ。海田の駅の前の元西国海田と海田との、ときのね、海田市駅の周りが治安が悪いから、あそこへ交番をやってくれえ、交番を建てるからお願いしますいうて、ね、それでできたもんですよ。私、言いますがね、東海田は寺迫のところに昔から交番がありますよ。昔は夫婦が泊まって24時間常勤の交番でしたよ。交番がある限り治安がものすごいいいんですよ。皆さん感謝していますよ。交番の方が新聞まで出しておられますよ。そ



ういう地元の皆さんも一生懸命になっておられるのにね、海田町が率先して動かんちゃうことはどういうことなんですか、町長。住みやすいまちをどうのこうの言われますがね、一番、安心して住めるまちづくりが大事じゃないんですか。そこら、どう思われますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）議員御指摘のとおり、交番問題につきましては、連続立体交差事業の進捗というこの問題で、いわゆる先送り等の状態になっておりました。その解決に向けての努力も足りなかったものと真摯に反省をしております。今回、町長答弁にもございますように、先延ばしではなく具体的な土地というものを提示して、今、県警と下作業をしている最中でございます。早期解決に向けて全力で取り組んでまいりたいと、今はそういうふうと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）早期解決は分かりますよ。だけど、一日も早くせんかったらね、今、男女平等です、働く、ね。そういうことを、今、久留島さんが言われたが、隣の坂町、熊野町、府中町に負けんように、海田町がナンバーワンだいうようなまちづくりをせな、海田町は恥ですよ。その点、どう思われますか。町長、答弁できたらお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）繰返しになりますけども、今の交番の機能が維持できる、それから速やかに現在の老朽化問題が解決できる、その具体的な適地を提案して、今、本当に努力をしているところでございます。もう少し時間がかかろうかとは思いますが、どこかで移転に解決の御報告ができればと、今そういうふうと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）わし、そういうことは、解決の方法はすぐ見つかりますよ。だけど、あなた方が一生懸命してないでしょうが。あなた方は口ばかりですよ。三迫二丁目、三丁目がイエローゾーン、レッドゾーン、砂防ダムができればこれが解消できるいうて言われて何年になりますか。あなた、何に努力されましたか。わしゃ、自分が国交省行って、自分の土地もあるけん、全面協力するけんお願いします言うたら、令和、平成元年には、斉藤、あれが予算付けて、十分予算付けてもらいましたよ。議長と県へ何回も行って、足らんかったら、大臣が、足らんかった分出しますけんいうて言われました。満額以上にわし回答をもうてますよ。だけど、あなた方、何努力されましたか。できた

らできたで自分の中でやったように、それだけなんでしょうが。あれができれば、イエローゾーンが、海田町の人間に災害が少のうなってどんだけ喜ばれるか分かつちよるでしょうが。そういうことを一生懸命努力せな駄目なんでしょうが。まあ、そういうこと。いつできるか。いつ頃めどか、町長、それははっきり言うてくださいよ。あなた方ができんかったら、わしも探さにゃいけんのじゃけえ。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）具体的な適地を今県警のほうに提案をいたしまして、今、県警の内部でその土地が交番としての機能が維持できるか、もろもろの検討をしていただいております。いろいろなチェックリストといいますか、ヒアリングも県警のほうから受けている状態でございます。県警の内部のほうでそういった意思決定がされて、予算要求等々あるんだと思いますけども、早期に解決に向けて努力をしている段階でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）あなた方は今度は県警で逃げるから、わしゃ、県警へ行って聞きますよ、どういう資料が出ちよるか。いいですね。ほんだからね、できんかったらね、わし、JRでも行って、ハローズでも行って、一角にでもお願いしますいうて、国から援助もろうてやろうか思うちよるんですが、まあ、調べてみますよ。早期実現に向けてやってもられますね。町長、約束されますか。そのぐらい答弁してくれや。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）崎本議員がおっしゃるように、安全・安心なまちというのは大前提であります。その上で町民の皆様がナンバーワンだと思えるようなまちづくりをやっていくことが責務だと思っております。先ほど来、企画部長が答弁しておりますとおり、今まで長年なかなか動いていなかった案件につきまして、早期の解決に向けてようやく取組を始めたところで、今まさに広島県警察と協議を進めているところでございます。この問題の早期解決に向けて全力で執行部一丸となって取り組んでまいりますということをお誓い申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

○13番（崎本）よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（桑原）4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。この度は1点質問させていただきます。防災フェアと防災訓練開催に関してです。令和6年度の避難訓練は、例年どおりの形で行われず、新たに防災フェアとして開催されました。聞いた範囲ですけども、予定来場者数300人程度

を見込まれておられたようですが、実際には1,328名というふうにも実数値お聞きしたんですけれども、この方が参加され、防災フェアとしては大成功を収めたと言えるんでしょう。私は、消防団として準備から片づけまで関わらせていただきまして、運営に関わる中で多くのことを学ぶ機会をいただきました。今回の防災フェアは、来場者数の傾向として、子どもやその保護者である子育て世代が大半を占めていました。特に印象的だったのは、家族連れの参加が多く高齢者の参加が比較的少ないと感じられた点です。これは従来の避難訓練とは逆の傾向であり、これまでよりも幅広い層が防災に関心を持って参加されたことは喜ばしく思います。こうした参加者の変化は、防災に関わる情報をより多く人々に伝える良い機会となり、今後の防災活動にとっても大きな示唆を与えてくれました。しかしながら、今回の防災フェアが成功を収めた一方で、防災訓練自体が実施されなかったことについては、懸念の声も上がっております。一部の住民の方々からは、防災フェアはお祭りのようなものであり、防災訓練とは異なるもの、訓練は必ず実施すべきだとの御意見が寄せられました。これは、災害時の迅速かつ的確な対応を目指す上で、防災訓練の重要性を改めて認識させるものでした。令和5年6月に改定された海田町地域防災計画には、防災訓練の実施と指導について明確な指針が示されております。計画では、町は防災関係機関が連携して防災時の防災業務が迅速かつ的確に行われるよう、各種訓練を実施又は指導することが求められています。また、訓練の実施に当たっては、最も効果的な時期、場所、参加団体を慎重に検討し、町民主体の訓練内容や実践的な内容にすることが重要です。更に、地域ごとのリスクに応じた訓練の実施や住民の積極的な参加を促す取組も必要です。私としては防災フェアが無駄であるとは思っていませんが、防災フェアと防災訓練は別々の目的を持つべきものだと考えております。防災フェアは、防災意識を高めるための有効な手段であり、避難訓練の重要性を広く知ってもらう機会にもなり得ます。しかし、防災フェアのみでは防災時に住民の安全・安心を確保するための実践的なスキルを習得することは難しいでしょう。そこで幾つか質問をさせていただきたいと思います。1番目、今回の防災フェアの開催コンセプトはどのようなものであったのでしょうか。具体的なテーマや目的があればお聞かせください。2番目、今年度の防災訓練を行わず、防災フェアに変更された理由を詳しくお聞かせください。どのような背景や意図があったのかお聞かせください。3番目、防災フェアは様々な団体が協力してくださったと思いますが、具体的には何団体が参加しましたか。また、そのうち海田町内の団体はどのくらいあったのでしょうか。お聞かせく

ださい。4番目、参加者の年代層や居住地について教えてください。特に、小学校区など地域別の参加傾向があればお聞かせください。5番目、参加者からの感想や意見にはどのようなものがありましたか。具体的なフィードバックがあればお聞かせください。仮に、これまでの防災訓練で参加者が少なかったために増員を目指していたとすれば、以前、私が提案しました防災さんぽなど、子どもや保護者を対象とした取組などをなぜ実施しなかったのでしょうか。その理由をお聞かせください。防災訓練の参加者を増やすための具体的な施策を講じず、代案もないままに防災フェアという形に変えたことについて、今後どのように海田町防災計画を実施していくのか、その方針をお聞かせください。また、2018年の西日本豪雨災害では、海田町でも甚大な被害が発生し、1名の死者が出ました。このような被災経験や記憶を風化させずに継承するためには、どのような取組が考えられますでしょうか。特に、地域の若い世代に対する教育や啓発活動についてお聞かせください。自らの命は自らで守るという意識を住民に持ってもらうためには、避難訓練の実施は不可欠だと考えております。執行部の見解をお聞かせください。更に、この大盛況だった防災フェアを、かいたいち祭りがあるんですけども、それと同時に実施する考えはないでしょうか。多数の外部団体を招いて、かいたいち祭りと融合させることで相乗効果が期待できないでしょうか。お祭りの楽しさと防災の重要性を両立させることで、より多くの住民に防災意識を浸透させることができると考えます。以上、見解をお聞かせください。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）西田議員の質問に御答弁いたします。

防災フェアと防災訓練開催についての質問でございますが、1点目の防災フェアのコンセプトにつきましては、まずは防災を身近に感じ関心を持ってもらうこと、特に若い世代に参加してもらうことを目的に開催をいたしました。2点目の防災フェアへの変更理由につきましては、町民一人ひとりが自分の身は自分で守る自助の意識を高める必要があると考え、多世代が参加できるように企画したものでございます。避難に至る前の日頃からの防災に着目をし、多くの町民の皆様に参加していただけるよう工夫をいたしました。3点目の協力団体の数につきましては、行政機関、学校、テレビ局等の17団体で、うち町内団体は4団体でございました。4点目の参加者の年齢層につきましては、下は10歳未満から上は80歳以上と幅広い世代の方々に御参加いただきました。特に30歳代と40歳代が多く、参加者の約8割が町内の在住者でございました。5点目の参加者か

らの感想等につきましては、子ども向けのブースも多く親子で楽しめた、地震や煙の体験ができて良かった、親子で防災対策を考える良い機会となったなど、非常に多くの好意的な意見が寄せられました。防災フェアは初めての試みではございましたが、気軽に参加をしていただき、楽しみながら防災に関心を持っていただけたものと思っております。一方で、避難訓練につきましては、出前講座などを通じて個別に実施したほうが効果的ではないかと評価をしております。引き続き、様々な手法を用いて有事に町民自らが的確な判断に基づいた避難行動が取れるよう、防災知識の普及啓発に努めてまいります。次に、平成30年7月豪雨災害を風化させない取組といたしましては、7月6日の防災の日の追悼献花をはじめ、記憶を風化させないためのパネル展などを実施してまいります。最後に、本町といたしましては、年間を通じて様々な祭りやイベントが開催されることが町のにぎわい創出につながると考えておりますため、町内で大規模イベントが多くない現状におきましては、かいたいち祭りと同時開催することは得策ではないと考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）それでは再質問させていただきます。非常に良い答弁をいただきまして、防災訓練をしていただけると。形はどうあれ、それに関しては是非していただきたい。今回、提案というか、この発言をさせていただいた意義というのはあったものと思っております。その中でこの度の防災フェアに関して、ちょっと懸念事項ではないんですけど、参加団体をお聞きした理由が、海田町として防災リーダー、併せて防災士ですね、養成しております。この方の参加がなかったですよね。そういうところに、要するに自分たちで防災に関してやっていることを何でこっちで使わないのという、整合性がないという、ばらばらな状態なんですよね。合わせて4団体と言いながら、私が知る範囲ですけども、社協さんも防災に関して、実際、西日本豪雨の際は社協さんがすごく努力されて、いろんなものをやっていたいたんですけれど、この中の今回の防災フェアの中で、活躍されている状況は見受けることができませんでした。何でかなと、すごく寂しいんですよね。防災のことについて常日頃お願いしておいて、お祭りするときに呼びませんよという、呼んでないのか、呼ばなかったんか、その辺、よう分からんですけどね。是非そういう辺は配慮していただきたいというか、実際、災害が起きたときに活躍していただけるのって、今回参加された外部団体さんじゃないんですかね。命の危険があれば自衛隊さんも来ていただけます。ですけど、まず動いていただけるのは町内の皆さんなん

ですね。そういうことを常日頃お願いしているんですから、そういう方に御活躍いただけるような機会を作ってほしいというか、ですから、お祭りが悪いとは言いませんけど、それで訓練につなげていくということを町としてはしていただきたいと思います。1個だけ聞きたいんですけども、このお祭り、防災フェアと防災計画の整合性、防災計画の中でうたっていることをしたんですか、それとも、整合性がないのかというのをちょっとお聞かせいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（宮垣） 議員いろいろ御指摘いただいているところでございますが、もちろん防災計画の中では、いろいろ啓発活動、あと啓蒙、含めて掲げてはおります。この度も先ほど町長答弁にもございましたが、まずは関心を持ってもらうというのも立派な啓発活動だと思っております。このあたりも十分踏まえながら今後も防災計画にのっとったような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 西田議員。

○4番（西田） 是非お願いします。あと、防災計画の中にもちゃんとうたってあるんですけども、地域に応じた、海田町ってすごくいい町でして、山と川と海がある町なんですね。おのずと個々にいろんなところで事情が違うんですね。均一のことをすればいいという話ではないんですね。いい答弁をいただいたのが、個々で地域において防災訓練をしていただく、これすごく大事なことなんですね。それも含めて私、防災さんぽをお願いしたつもりなんです。地域に応じた防災訓練というのは非常に重要なことであって、それに対して自治会さん、自主防災会もあります。その人たちと子どもたちと子育て世代が一緒になって、自分の地域を知り、どういうふうな避難経路をたどるかというのは、防災訓練というのは、私なりに簡単な言葉で言うと、避難行動シミュレーションという、シミュレーションなんですよね。練習をしておかないと実際に動けないという、年に1回でもいいからそのぐらいはしまししょうよという、そういう意味が含まれていると思います。練習というのは、実質スポーツの世界でも何ぼ練習しても実際に効果が出ないということがありますよね。そのために練習するんですね。だから、練習はやっぱりできれば毎年やっていただきたい。形はどうあれ。以前、別の方の一般質問なんですけども、避難訓練コンサートを一回提案されている。これ、全国的に結構やられているそうです。自衛隊並びに消防、コンサートをするらしいですね。皆さん呼んで、音楽を聞いていただく。そのときに突然避難訓練するそうですね。そういうことも全国的にやられてて、

その一般質問、私が議員になる前にされているそうなんですけど、そのときに検討しますというか、どちらかという跟前向きな答弁いただいているそうなんです。そういうことも、はっきり言ってやっていただけてない。避難訓練コンサートって、コンサートをすると結構人来ますよね。参加者も今までの避難訓練が少なかったと言いつつも、結構入られると思うんですね、内容によりけりですけど。子ども向けの音楽をすれば幼稚園、保育所の子どもたちに来ていただいて、大人数が一斉にば一っと動くという、そういう訓練もあってもいいんじゃないかと思うんです。それを、公共の自衛隊さんなんかでもやっていただける、そういうことも1回聞いておられるのであれば、そういうこともしていただきたい。要するに、やっておかないと、人というのは見たこと聞いたことはできるんですけど、見たことも聞いたこともないと、どうも想像もできないんですね。ですから、そういうことも踏まえて、いろんなことをしていただきたい。特に、西日本豪雨の際は1名亡くなられています。そういった方、また被災された、家が壊れた方もおられます。そういう方々の思いを考えれば、やっぱりそういうことも踏まえて、そういう方が1人でも少なくなるように、死者も出ないように、けが人が出ないようにするための、そういうことを思えば、避難訓練というのはあっていいんじゃないかというふうに思っています。是非何らかの形で避難訓練は来年度以降やってください。ということで、その感じで答弁、何かあればいただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）防災訓練、様々なやり方があるかと思います。今年度、防災フェアという形で実施をいたしまして、良い点もありましたし反省すべき点もあったろうと思います。本日、議員さんのほうからいろんな御提案もいただきまして、今後の防災訓練、防災教育等を考えていく上では、そういったことも参考にさせていただきながら、様々な効果的な手法のほうを検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）西田議員。

○4番（西田）ありがとうございます。あと、もう1個、かいたいち祭りと一緒にというのはあくまでも考え方であって、ほかのイベントです。たとえば言うなら、駅伝大会とかもありますよね。人が集まる、七夕もありますよね。そういうところと一緒にとか、要するに人がたくさん集まるのであれば、更にとか、そのときに意識付けをするとかいうことも、私、駅伝とかマラソンのお手伝いをするので、ここへ災害のときのパネルを並べたらどうかということをするんですけど、誰も聞いてくれんですけど。冷た

いんです、みんな。けど、意識付けするというのそういうことではないかなと思うんですよね。常に目に触れておれば意識することはあろうかと思います。ですから、そういうことも踏まえて、物の考え方ですから、そういうふうな工夫ですよ、工夫されているとはおっしゃいますけども、そういうこともいろんな方と協議しながら考えていただければというふうに思っております。以上です。終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をします。再開は10時20分。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。一般質問を続行します。5番、玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。本日は大きく3点についてお尋ねいたします。

まず初めに、地域振興と郷土愛の醸成についてです。他市町では、観光大使やふるさと大使などの名称で地元をPRしたり、ミス〇〇などを選抜して地元のイベントを盛り上げたりしておられます。箕面市ではシンガーソングライターを箕面市J-POP大使に任命し、地元ソングを作るなどして地域活性化を促進されております。当町には様々なボランティア活動をして地域貢献をしてくださっている方や海田町出身の著名人もおられます。これらの方を自薦や他薦にて海田町を盛り上げていただく大使に任命する制度を設けてはいかがでしょうか。また、イベントで、例えば、ミスひまわりなどの名称で選抜することによって、町のにぎわいにもつながるのではないのでしょうか。大使やミスの任命されることによって、誇りを持ち、郷土愛も醸成することができ、名刺などにも書けるため、多くの方が海田町をPRしてくれ、地域振興にもつながると思います。町長が新しく代わり、町民からの期待が高まっている今こそ、町民が中心となって、まちづくりが活性化する仕掛けを作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目は、大規模災害への備えと人材活用についてです。現在、地域防災リーダーや防災士を育成するため、研修会を開催したり、費用の補助をされていますが、せっかく勉強し、資格を取っても、その後の研さんの場がなく、せっかく資格を取っても活用されていないように思います。三次市など他市町では、防災士などの有資格者が地元の学校を回り防災教育をしたり、地域ごとにグループを作って勉強を開催したりされており



ます。南海トラフ地震など大規模災害発生の確率が高まっている今、これらの有資格者、有識者の活用や運用を、平時と有事それぞれに考え実行していかなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。現在は、各自治会に防災士の推薦を促しておられますが、自治会役員の高齢化や機能不全により、自主防災組織自体が機能できない可能性が高まっております。防災士研修のあっせんや補助について、もっと広く町民に募集してはいかがでしょうか。

大きく三つ目は、自殺予防対策です。先ほどの質問にも関係しますが、大規模災害後には精神的に大きなダメージを受け自殺に至るケースも少なくありません。発災時には、DMAT、DPATが支援に来てくれますが、これは急性期の対応を想定しているものであり、大切なのは、その準備と専門家が撤収する際の引継ぎになります。ここに関しては、ある程度の知識が必要となります。私もJIMTEFでDMAT、DPATなどの専門家の災害支援について学んでおり、その重要性を更に実感しているところでございます。当町では、これらの災害発生時の受援体制について専門的に学んでいる職員はいるのでしょうか。最低でも全職員が自殺予防に関する知識を身に付け、町民に適切な対応ができるようなゲートキーパー研修を受けておくべきと考えますが、どうでしょうか。ゲートキーパー研修は、災害時のみならず通常業務の中でも活用でき、住民に対して親切で寄り添った対応ができるようになるメリットもございます。今までも住民への対応がうまくいかず、自殺を防げなかったケースもあったかと思います。全職員がゲートキーパー研修を受けることで、このような事案の再発を予防できると思いますが、いかがでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）玉川議員の質問に御答弁いたします。

まず、地域振興と郷土愛の醸成についての質問でございますが、本町といたしまして、新たな情報の発信元として、海田町出身の方や海田町にゆかりのある方の力を借りることができれば、より一層、町のPRが促進をされ、町民の郷土愛の醸成につながるとともに町外の方との関わりも深まっていくものと考えております。本町ではSNSによる広報に力を入れ始めたところであり、発信力の高い方を活用することで町の情報が広く行き渡るよう調査研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、大規模災害への備えと人材活用についての質問でございますが、現在、防災士などの資格保有者は、日頃から自主防災組織での訓練や地域での見守り活動など

に取り組まれており、有事の際にも活躍を期待しているところでございます。また、近隣自治体におきましては、防災士同志の情報共有や研さん、連携した活動に取り組む組織を設置しているところもあり、現在、本町におきましても同様の組織の立ち上げについて検討しているところでございます。本町といたしましては、防災の専門知識を有した町民が増え地域で活躍することにより、地域防災力の向上につながっていくものと考えております。引き続き、広く町民の皆様に資格取得の研修や補助について周知を行い、防災人材の発掘に努めてまいります。

続きまして、自殺予防対策についての質問でございますが、大規模災害発生後の受援体制は、災害時受援計画におきましてDMA TやD P A Tの派遣の受入れ等につきましては、医療防疫班が担当することと定めており、本町の保健師が中心となって受入れ準備や引継ぎを行うこととしております。また、職員へのゲートキーパー研修につきましては、毎年度、全ての常勤職員を対象に行っておりますメンタルヘルス研修におきまして、自殺対策としてゲートキーパーに関する内容を盛り込んで実施してまいりましたが、今年度は新たに町の公認心理師による演習を追加した研修を実施することとしております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）それでは再質問させていただきます。私のほうで提案させていただきました大使の任命制度というものについてどのようにお考えか。これ、お金もかかりませんし、これ、住民さんと、それから企業で働いていらっしゃる、企業経営されている方から、海田町でもこういうのが他県、他市町でもあるんだけど、こういうふうな任命をしてもらえれば名刺にも書けるし、もっとP Rができるんだけどなというお声を聞いて、提案させてもらっております。私も、いろいろ芸能人であったりとかミュージシャンの知人がいるんですけども、そういう方々が皆さん〇〇大使というふうに任命していただけないとやっていただけないんですけど、任命していただくことで自分はこういう大使なんだからということで、いろんなイベントで発信してくださったりだとか、そこについて話してくれるということがあるんですね。S N Sの発信なんかも、それ任命されないことにはやっぱりそういう意識が醸成されませんので、なかなかそういう行動にはつながっていきません。ということで、予算もかからないこの任命制度というのを自薦、他薦、推薦という形でされて町の中で選抜していただいて、そういう制度を設けてはいいかなと思うんですけど、そのあたりについて御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）かいたブランド課長。

○かいたブランド課長（石田）町長答弁にもございました本町ゆかりのある方の力を借りて、新たな情報発信源として情報発信をする際にその方の発信力ですとか知名度、これ生かせる方法として、大使の就任というか、そういうのが効果的かなということであれば、手法としては検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）手法として検討するというのも、やっていかないことには全く何もなりませんので、これ、具体的に前向きに考えていただけるものなんじゃないかな。任命しないことには何も始まりません。発信もしていただけません。そういうリソースは、現在やりたい、発信したいと言ってくれる人は、私の耳に届いておりますので、もう既にいるので、始めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）かいたブランド課長。

○かいたブランド課長（石田）まず、町として知っていただきたいことというか、発信したい内容、情報の内容によってまたどういった方をお願いしたらいいとか、そういった部分も考えながら、外部の方といいますか、その方をお願いしていくのかということがありますので、まずその発信したい内容とか整理してからということになってこようかと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）ちょっとおかしいと思うんですよね。ふるさと大使だったり観光大使というのは、何か目的があってこれこれについて発信してくださいねって、すごく狭い意味で指定されるものじゃないと思うんですよ。郷土愛とか、ちょっと違うと思いません、そのあたり。何かこれについて発信してくれますかというものと発信しづらいと思うんですよ。それ職員さんがやっていけばいいことじゃないのかなと思うんですよ。そうじゃなくて、例えば、子どもでもこども大使というのをやっていらっしゃる自治体もあると思うんですけども、例えば、こども大使というのをやりたい人って言って、手を挙げてもらって、選抜のときに、じゃ、海田町の良さについてPRしてくださいというやり方で、例えば集めるとするじゃないですか。そうすると、海田町のことをすごく勉強しますよね。大使に任命されたら、やっぱりそれなりの責任を感じるので、自分の町についていろいろ考えて、調べて、聞いて、で、話せるようになる、そういう過程があるんですよ。だから、これこれをPRしてほしいからお願いしますじゃ駄目なんですよ。

分かりますでしょうか。だから、海田町を好きになっていただいてPRしていただくために、しかももう既にそういうふうな任命をいただければもっとPRしたいよって、できるよ、名刺にも書くよと言われている方がいらっしゃるの、そこは早急にすべきじゃないかなって。そんなお金かけてやるものではありませんので、お金もかからず、費用対効果がとてもいい施策になるんじゃないのかなと思いますので、前向きに検討いただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）議員がおっしゃる大使の目的というのが、最終的には海田町のPRであったり、地域愛の醸成というところにあると思っています。我々もそのゴールというところについては議員と全く同じで、そこは全然否定するものではないし、当然やっていくべきところ。ただ、その大使というものが、先ほどブランド課長が言いましたように、他の市町もやっていますけども、少しやりっ放しのところもあるのも事実でございますし、やっぱりそこを恒久的な制度というか、しっかりしたものにするに当たっては、さっき目的という言い方はしましたけども、要は仕組みですよ。そこはしっかりしなければいけない。それが今大使というものなのか、はやりのインフルエンサーというものなのか、言葉はいろいろありますけども、ゴールは一緒だと思っておりますので、効果的な情報発信の方法については継続して考えていきたいというふうには考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）既にこういうふうに指名制度を作ってくれたならばやりたいと言ってくださっている人がいます。ただ、海田町は何を言っても動いてくれない、どうせこれ言ったってやってくれないよねという言葉をつけ加えられて、私のほうに何か投げかけてこられました。なので、もうこれで動いてくれないんだったら、もう海田町なんてという言葉を知っているの、私はちゃんとやります、動きますという御答弁をちゃんといただきたいわけなんです。そこについていかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長答弁にありますように、現在、SNSによる広報発信に力を入れている状況でございます。今すぐその大使をじゃ今やりますという答弁はちょっとしにくうございますけども、そういった発信力を生かした活用というものは継続的に検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）ここについてはちょっと最後SNSで力を入れてというふうに言われていますが、お若い方、町長含め、分かっているらっしゃると思いますが、結局、SNS、登録したり見てくれる人が少なければ、インフルエンサーがいなければ全く広まりません。我が町が今壁にぶつかっているのはそういうところじゃないでしょうか。だからこそ、インフルエンサーと言ってくださいましたけれども、そういう方を協力者に取り込んでやっていかないといけないということなので、この調査研究とって、やるかやらないか曖昧なのではなくて、積極的に考えて進めていくのかどうかについて御答弁をお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）本町でも、昨年度、今年度、SNSの発信の裾野を広げるためにインスタグラム講座というのを実際やっております、延べで45人、40人前後受講していらっしゃいます。そういった今言った発信力の強い方をつかまえるのと同時に、そういった裾野も広げていく努力もしております。そこになかなか課題があって、うまくいってないところもございますけども、やっぱりそこは整理して前に進めていきたいと思っております。先ほど申しましたように、ゴールになる部分は全く違う、否定するものではございませんので、取組のほうは継続的にやっていきたい、研究していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）すいません、終わろうと思っていたんですけど、インスタの講習をしたとて、四、五十名が受講したとて広まるとは到底思えません。何度も言いますが、インフルエンサーとなってくれるような、広くいろんな方に発信力のある方に、もっと海田町を好きになってもらって、郷土愛というところを皆さんお忘れじゃないですか、郷土愛の醸成というのは、結局、そういう任命することによって責任を感じるからこそ、勉強して発信しなきゃという心理的な効果があるということを申し上げているんです。皆様がやっている方向性というのは足りないし、間違っていると思いますので、そのあたり、しっかりちょっと私が伝えたいことを酌んでいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）改善できるところは改善して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）こちらについては早急に進めていただけるようお願いいたします。

次、続きまして、大規模災害の備えについてでございます。町長答弁の中に現在防災士などの資格保有者が日頃から自主防災組織での訓練や地域での見守り活動に取り組まれているというふうにおっしゃいましたけれども、これ、具体的にどれぐらいの自主防災組織でやられているのでしょうか。逆に、私の耳に届いてくるのは、防災士取ったとて、また地域防災リーダーの研修を受けたとて、その後活用できない。受けっ放しという声がたくさん来るんですよ。取っていらっしゃる方の中にはもっと研修とか、それを研さんする場が欲しいという声しか聞いてなくて、逆に自主防災組織で使っていますという声を聞いたことがないんですけども、それはどういうふうに掌握されているのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のその活躍されている方のこういった内容かというところなんですけど、全部把握しているわけではございません。ただ、一部、防災士の方とかそういうのを聞くのには、地域の自主防災会、自治会などの防災担当として見守りとか、防災の取組に関して率先して関わっておられるというところでは聞いております。また、研修のことにつきましても、もう既に取られたその防災リーダーとか防災士の方につきましても、毎年防災リーダーの養成研修会をやっております。そこでまた新しい知識を得てもらいたいので、その取って、取得しっ放しということはせずに、毎回通知をして良かったら受講してみてもはどうですかというふうな投げ掛けはしているところです。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）やっぱり今までの海田町の取組としては、なるべく自主防災組織の方に取っていただいて、引っ張っていただきたいという思いがあったんだと思います。なかなかそれがうまくいってないんじゃないのかなという気がするんですけども、何個、自主防災組織があって、その中で何個の自主防災組織でそこが發揮されているのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）実際には37団体ほど立ち上がってはおりますが、その内容はまちまちでございます。地域の実情に応じたような形で積極的に当然ながら活動されている方もいらっしゃれば、立ち上がったままでそんなに実際には、いわゆる出前講座とかそういう

った要請があるわけでもないようなところもございますので、そのあたりはまちまちでございます。このあたりも温度差がございますので、うちのほうも人材として活躍していただいている方に率先してそういうふうなものを促して、地域でも活躍していただければと今考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今の答弁だと、37個自主防災組織があるけれども、何名の方がどういうふうな活動をされているかということについては、数字的には掌握されていないということでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）はい、そのとおりでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）一部の方でそうやって積極的にやってくくださる方がいらっしゃる、本当にありがたいことで、そういう方が増えていかないといけないんですけども、やっぱりそこを、どうも、私も申し上げたとおり、限界があるのではないのかなというふうに思います。なので、多分、活用できてないんじゃないのかなというふうに思うので、今回、本町においても、三次市なんかと同様、防災士の組織の立ち上げを検討しているということだと。すごく重要なことかなと思います。これはいつぐらいの予定でしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）もう既に動き始めております。やはり、今言ったような感じで取得者の中には積極的に関わっていきたいけども、その関わり方が分からないとか、そういった方もいらっしゃいます。うちのほうもあっせんはするんですが、それでもなかなかうまくマッチングしないというところもございますので、そういったような形で、今年度中にもう既に、核、中心になっていただける方にも声を掛けて、近隣の防災士の会ネットワークのほうに視察のほうに行っております。そういった形で早急に何ができるのかというようなところで、平時、有事の際に活躍できる場を提供する、そして考えていただくというところを率先して行っていきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今年度中ということなので、是非よろしくお願いします。組織が立ち上がったとて、大事なのは平時に何をさせるか、有事に何をさせるかという、運用の計画なんですね。自衛隊でも臨床心理士を採用したときに、実はノープランだったということ

で非常に混乱した時代があったんですね。それじゃあ、やっぱり幾ら育てたり採用したりしても意味をなさない時代が訪れて、もったいないですよ。なので、やっぱり行政としてはその運用についてもしっかりと計画しておかないといけないと思います。例えば、他市町でやっていらっしゃるのは、防災士さんが各小中学校を回って防災教育をするであったりだとか、出前講座のときもされていると思うんですけども、そういう、具体的な運用の全体像というのを持っておかないと動けないですよ。それについて、現在考えていらっしゃるのか、これからなのか、いかがでしょうか。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（宮垣） 確かにそのとおりでございます。近隣の、先だっても、先に動かれるところにつきましても、防災士の方の温度差がございます。やはり、どうしてもぐっとこういうふうな熱い思いを持っておられる方とそうでない方の温度差でうまくいってないところもございます。こういうことも思いながら、今考えているのが、まず、平時、有事の際に防災士の方が何ができるか、その中で協議をしていただいて、一方的にうちがこういうふうなものありますよというふうな感じでは出そうとは思いますが、まず主体性を持って活動ができるように、地域のニーズに合った形でどういったものがあるかというものも共有しながら進めていきたいと思っています。まずはそういった形で、有事の際、平時の際にうちのほうが思っているような感じのマッチングというのをまずやっていきたいとは思っておりますが、これというのをこの段階で言うようなところがちょっとまた難しいというふうな感じで御理解いただければと思います。

○議長（桑原） 玉川議員。

○5番（玉川） すいません、それは理解することはできません。運用マニュアルというものをしっかり作って、補助金を出していますよね、防災士取るのに。お金かけていらっしゃるんですよ。そのお金がしっかり町に役立たないと、補助金出す意味ありませんよね。結構な額だと思うんですよ。一応、誓約書は、私も今回受けるのに書きましたけれども、誓約書を書いて具体的に何もありませんよね。でも、防災士、この補助金、取っていただくのにはお金がかかっていて、行政からお願いをするわけですから、その運用マニュアルがないと、結局、今みたいになります。マッチングとかじゃないんですよ。まずは運用マニュアルがあって、それに従って補助金をお出しして、これこれをしていただくために育てるんですよ。だから、補助金ですよということじゃないんでしょうか。補助金の扱いって、そうじゃないですか。平時については、そうやって研さんをされた



りだとか防災教育をされたりだとかというのが主軸になるのかなと思うんですけども、大事なのは、有事の際は、防災士さんというのは普及、啓発というのが主になると思うんですけども、使うのか使わないのか、この人たちに何を期待するのか、それについては考えて運用されているのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）もちろん資格を取っていただく際にも含めてそうなんですけども、要綱にのっとって運用しているところです。講座の中でも、いわゆる防災士の役割であるとか、そういったことはもちろん研修の中にも組み込まれておりますので、それは理解していただいていると思うんですが、何分まだそういった体制を整えてない現状でございまして、そういった方をうまく活用できて、あとはまた、平時、有事の際にうまく活動できるような土壌を作るということを今後検討してやっていきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）早急にやるべきですよ。南海トラフ地震のこの前注意を出したばかりですよ。今年度やります、これから考えます、じゃあ、この先起きるかもしれない災害にそれで備えられるのかというと、これ、喫緊の課題じゃないでしょうか。まずは、平時、有事の運用マニュアルというものを喫緊にこの行政の中で考えて策定して進めていくべきだと思うんですけども、それについては取りかかれるお考えはありますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）もちろん今、議員の御指摘を踏まえて、今後より効果的に早急に進められるような感じで進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）運用マニュアルについては、喫緊と申し上げましたが、いつから取り組もうと思っていच्छいますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）この議会が終了後です。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）ありがとうございます。是非、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の自殺予防対策についてでございます。私のほう、申し上げましたように、大規模災害が起きた後、時間をちょっと空けて、自殺がたくさん起こるというの

は研究の中でも分かっていることです。DMAT、DPAT来ていただいて、医療防疫班が御担当くださって、保健師さんが中心となってその後の引継ぎをされるということなんですけれども、保健師さんの中で、災害支援でロジスティックなところですよ、コマンドコントロールのところ为抓手できていないと、災害対策ってできないんですよ。個々で動けるレベルでは駄目なんです。この組織だって受入れ体制、その最中の情報共有があって、その後の引継ぎですよ。これ中長期の計画になりますけれども、その中長期計画を含めて、しっかりある程度専門的な知識がある方が動かないといけませんけれども、保健師さんの中で、そういう、私のほうはJIMTEFで研修を受けているんですけども、そういうどこかの専門機関で勉強されている方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（下田）町の保健師につきましては、県や保健所が実施する災害時の対応における研修や実際に被災地で活動した保健師からの報告会に参加し、災害時に対応できるよう努めております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）この研修の中には、最近、DMAT、DPATについても、今までの歴史の中でいろんな失敗をしてきて、入ったものの連携ができなかったのが救えなかった方がいらしゃったりとか、コマンドコントロールうまくいかなかったがために、本当だったらもっとこういうふうにできるのにうまくいかなかった、いろんなケースを積み重ねてきて、今、その研修の形態を作っております。そういうロジスティックなところ、コマンドコントロールについては研修会の中でも勉強されているのでしょうか。

○議長（桑原）健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（下田）昨年度の研修におきましては、精神科医師から被災者への心理経過、PTSDや心的応急処置を学ぶとともに、今年度におきましては中長期の回復を、心支える心のケアについて公認心理師から学ぶ予定としており、知識の習得に努めているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今言っているのは、その対応のところですよ。私が言っているのはコマンドコントロールとかロジスティックという、例えば時系列でしっかり切れ目なく見るための情報交換であったりとか情報発信であったりとか、そのやり方なんですよ。

そういうものがしっかりしておかなければ、なかなか引継ぎがうまくいかなかったりだとか、せっかくいい、何というんですか、個々では支援ができたとしてもそれが継続していかなかったりするんですね。見えてない人がいたりするわけですよ。例えば、東日本大震災のときであれば、いろいろな医療システムがあった中で漏れがあったので、ある地区の病院が見落とされて、そこ一帯の方が死亡されるというようなことがあったので、それで積み重なっていろいろな訓練形態も変わってきているんですよ。個々ではなくて、個々も大事なんですけども、ロジスティック、連携というところがしっかりできてないと自殺予防対策にはならないんですよ、漏れがあるから。今まで見ていても、やっています、やっていますと言うんですけども、職員の対応がちょっとうまいこと機能しなかったから自殺を防げなかったということもあったからこそ、しっかりその支援体制というのをしてほしいというふうに思っているんですけども、そのロジスティック、それからコマンドコントロールについての知識についてのお勉強をされてないということですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど、健康づくり推進課長が申しましたように、県や保健所が主催していただく研修に積極的に参加をしているところです。議員御指摘、言っているロジスティックであるとかコマンドコントロールという専門的な用語が出てきましたが、すみません、その部分も、要素としては内容としては含まれているかとは思いますが、その部分も今後勉強ができるように県と連携しながら取り組んでまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）多分、見ている方向とか内容が、まだまだそこまで到達してないんだと思います、お話を聞いていて。やっぱり、そういうところ専門的に災害医療、災害の後の、J I M T E Fの研修では行政サイドからのお話もあるんですよ。行政がどう動いたかとかというのもあるんですよ。県とかの中でやられる、どういう研修を受けていらっしゃるのか全ては分かりませんが、今言ったようなところもしっかり着眼に置いていただいて、しっかり対応していただきたいと思います。そこはお願いにとどめておきます。ゲートキーパー研修についてなんですけれども、全ての常勤職員を対象にゲートキーパーに関する内容を盛り込んだ研修をしたということなんですけれども、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）毎年度、行っておりますメンタルヘルス研修の中で、まずはゲートキーパーの意味、それから、意義、ゲートキーパー活動が自殺対策につながるというところで、五つのポイント、気づきですとか傾聴、見守り、声掛け、それからつなぎといったところについて学んで、それを意識付けしております。それから、町も含めまして関係機関の相談窓口の周知というところを職員に対してしておるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）その窓口をしっかりと知っておいていただくということ、そして、最低限の守るべき、やっていただきたいことをしていただくというところは非常にいいと思います。今後は多分、これから始めるということだと思うんですけども、しっかりそれを使えるようになっていかないといけないかなと思いますので、そこについては研さんが必要なのと、これ、保健師さんも含めて皆さん受けているという理解でいいですかね。やっぱり、その場所によって違ってくるかと思うので、対応の仕方とか、対象が変わってくるかと思う。難しいのは、例えばもめごとがあったときに、どうしても主観的に、こっちが悪い、あっちが被害者というふうになってしまうんですけど、実はゲートキーパーの研修を受けたら分かるんですけども、両方しっかり自殺予防対策が必要というふうに教えられると思うんですけど、それが当町ではなかなか浸透してないのかなというふうに思います。そういうふうな、本当にどんな命、小さい命でも高齢の命でも、障がい者の命でも、皆さん同じ命を守っていかないといけない。例えば、悪いことをしたから死んだらいいというもんじゃないと思うんですよ。失敗したとて、その人が失敗しないように、これからどうやって生きやすくなっていくかというのを守るのも行政の大切な仕事、任務、役割だと思いますので、そこが守られますように、より一層の自殺予防対策についての研さんを皆様に浸透させて定着させていってほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）議員おっしゃられるように、定着が重要だと考えております。総務課の公認心理師とも協議したんですけども、知識を知っているだけでは、実際の相談者に出会ったときに冷静でいられないだろうということで、実際の相談シミュレーションを経験した上で、そのとき自分がどう思ったかということと、やってしまった行動とか、どういう行動を取ったということを共有して、その後、どういう対応をすれば良かった

のか、対応の基礎などを学んでいくのが浸透につながるということで、そういった実習を入れていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）ありがとうございます。着実に皆さんのレベルというんでしょうか、質が上がって行って、全町民が守られるような対策になっていくと思います。多分、今一步、今度は今、課長がおっしゃられたように、何か起きたときにこれで良かったのかな、どうだったのかなといったところを聞く相手、指導していただく、これ、スーパーバイザーと言いますよね。こういう役割についても、今後、町のほうで検討していただきたいと思いますが、自殺予防対策には本当に必須なものであります。私たち専門家も必ずスーパーバイザーを付けて、スーパーバイザーしていただきながら、難しい案件を取り扱っていきますので、そういう体制についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）町の公認心理師がおりますので、職員の相談体制につきましては、こちらのほうで相談をしていきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）ありがとうございます。当町には本当によく町のことを考えてくださる公認心理師もいますし、その公認心理師はちゃんと職能団体に所属して研さんしてくれていて、その職員のバックアップ体制も整っておりますので、しっかり皆さん協力していただいて、自殺予防対策していただけたらと思います。それをお願いして、以上で一般質問を終わります。

○議長（桑原）8番、大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。今日は大きく1点について質問させていただきます。海田町コミュニティバスについて。令和6年7月の下旬、国信第2会館にて住民との北ルートコミュニティバスについての意見交換会がありました。ここでの住民の声として、1、積み残しの解消、2、エブリー海田店などのスーパーへの乗入れ、3、運行時刻表見直し、11時台を入れてほしい、4、乗り継ぎの改善、5、土日運行、6、新庁舎への乗入れ、7、多少値上げしてもいいのでコミュニティバスの運行をしてほしい、8、小さい子どもを連れて乗るには乗りにくいなどの意見が出ました。これらの意見の大半は、コミュニティバスの運行を開始する前に問題点として上がっていたかと思っております。私も北回りルートのコミュニティバスの運行が決まったときに、バスが小さいので積み

残しが出るのではないか、それはどうするのかと投げかけたときの答えは、仕方がないですとの答えでした。先行して運行していた28人乗りのコミュニティバスにも、季節により積み残しが発生しているとのことで、それに対しても対応はしていないと言われました。乗り継ぎの問題も、海田東公民館でできますと言われましたが、いざ運行表を見ると、ここでは時刻の省略をして便数のみ答えます。いざ乗り換えようとしますと北ルート左回りに乗り換えようと思うと、2便、3便、5便は、15分待ちで乗換え可能、南ルート右回りから北ルート左回りはどれも乗換えはできません。逆に、北ルートから南ルートへの乗り継ぎは、北ルートの右回りから南ルートの右回りで、1便と4便が15分待ちです。北ルートから一番利用したい便ですが、一番活動する時間帯には乗り継ぎができる便はありません。海田町第5次総合計画の中の海田町地域公共交通網形成計画が令和2年から令和6年までの5年間として記載されていますが、その中で地域公共交通の問題点や課題が示されています。その内容として、高齢者の生活の移動を支えるためのサービスとして、自動車を運転しなくても買物や通院、公共施設（新庁舎を含む）などへの日常移動ができるよう、町内循環コミュニティバスの利便性向上が求められ、ルートの見直し、切り分けや複数車両での運行などを検討し、所要時間短縮、便数増加など、運行サービスの改善を図ることが必要ですとうたってあり、実際、その後、令和2年に、切り分けとして北ルートができました。ここに至るまでに平成17年、南ルートの運行開始より15年が経過していました。令和5年9月には新庁舎が完成して、バス停の名前の変更や新バス停設置があり少しの動きは見られましたが、この5年間、当初から考えられていた問題点には手を付けられていません。令和7年度から海田町地域公共交通網形成計画の継続のため、平成31年に行った一般住民やコミュニティバス利用者、事業者へのアンケート調査、住民とのワークショップを今回も行っています。ただ、この5年間にアンケートで出た問題や、運行開始前から指摘されていた問題に対して取り組んだ様子が見られないのに、同じようなアンケートの実施は意味があるのでしょうか。生かされなければアンケートをした意味はないと思います。坂町の例ですが、積み残しは、町の職員が運転手から連絡を受け、積み残された人を乗せ同じルートを走るそうです。坂町のコミュニティバスは市町村自家用有償旅客運送、道路運送法第78条の制度を活用し、町が事業運営しています。積み残し対応のため、担当職員も有償運送できる資格を取っているそうです。また、住民のアンケートを生かし、土曜日の運行をこの4月から行っています。海田町の高齢化はどんどん進み始めてきています。5年後を見据え

た交通網形成の計画を、この令和7年度からの計画の中にしっかりと組み入れ、形式だけでなく、実際に住民にとって利便性のあるコミュニティバスにしてほしいと願っています。そこで問います。①今のコミュニティバスの積み残しの問題に対してどのように対応しようと考えていますか。②コミュニティバスのルート見直しポイントはどこを重点に展開しようと思っていますか。例えば、例として各スーパーのところを止まるとか病院に止まる、庁舎、総合公園、公共施設、駅など。③運行時間の見直しや海田東公民館での乗り継ぎ問題はどのように考えているのか。④町の負担金が多いため、土曜、日曜の運行は難しいと聞いていますが、町のイベントなどはほとんどこの土曜日、日曜日に行われています。せめてイベントなどがあるときには運行するなどの工夫を考えられませんか。⑤坂町のように、町独自で事業運営していく方法も一案としてあるかと思うのですが、このことについてどのように思われますか。今回のアンケートの集計が、定例会中なので回答はしにくいかもしれませんが、以前から問題とされていた課題に、今後どのように取り組んでいこうと思っているのか、以上5点について見解を問います。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）大江議員の質問に御答弁いたします。

1点目のバスの積み残しの対応につきましては、現在、交通事業者ヒアリングをするなどして有効な解決策がないか、様々な方策を探っているところでございます。引き続き、利用者ニーズと運行コストのバランスを考慮しながら検討を進めてまいります。2点目と3点目の運行ルートや運行時間等の見直し等につきましては、現在実施中のアンケートや乗込み調査の結果を踏まえ、検討を進めてまいります。4点目の土曜日、日曜日の運行につきましては、過去に両日の利用者数が伸び悩んだことから運行を取りやめた経緯がございます。一方、イベント開催時のスポット運行につきましては、利用者数が一時的に増える可能性はございますが、運転手の安定的な確保が困難であることなど課題が多いため、考えておりません。5点目のバス運行の直営化につきましては、将来的に乗務員の安定的な確保が困難であることや運行安全性、コスト面等を総合的に勘案いたしますと、委託に比べて有利とは言えないため考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）お聞きしたいんですが、この度、北ルートのほうに各自治会との意見交換会ありましたけども、これは北ルートの便の自治会との意見交換会だったのでしょうか。それとも、南ルートのほうの自治会関係にもこの意見交換会されたのでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田） 7月に実施させていただきましたのは、北ルートの町域の東側部分の自治会の皆様に意見をお伺いしたものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）北ルートだけに自治会との意見交換した理由は何でしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）循環バス、北ルート、南ルート、2ルートございますけれども、比較的北ルートのほうが成績が芳しくないといえますか、何かてこ入れしなければならない状況でございますので、北ルートを先にさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、それぞれの自治会で要望とか問題点とか出たと思いますが、それは具体的にまとめてどのような問題点が出ましたか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）議員が通告書に記載していただいておりますものが代表なものと認識しております。その中でも積み残しについて御意見を賜っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）北ルートが実際費用対効果がすごく薄いということでされたと思うんですけども、なぜ、この北ルートが乗る人が少ないのか、それはやはり北ルートからほかへ行こう思うたら、乗り継ぎがもう不可能なんですね。ですから、利用するにも便利が悪いから利用しないということになります。それと乗り継ぎですけども、この乗り継ぎはもうこの北ルートができたときに、既にこれはもう絶対積み残しがあるのではないかということに関して、仕方がないという答えだったんですよ。そこについて大体物事をするときにはいろんなことを予想しながら計画を立てると思うんですが、その積み残しありきで発車しました。私としては北ルートがなかったので、とにかく北ルートを走らせてほしいという願いで、そこは目をつぶりましたけど、やはり積み残しは問題点となっております。今後、これはどのように、この積み残し問題を解決しようと思っておりますか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）車両の大型化、乗車定員の増ができないかということも含めて、交通事業者と今まさに話をしているところでございますので、こういった方策が取れる



か、今模索しているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この令和2年から5年の間に、海田町地域公共交通会議行われたと思うんですけども、それはこの5年間の間に何回行われて、どのような内容だったかお知らせください。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）すいません、何回というのは、申し訳ありません、今資料持ち合わせておりませんが、会議においてはその都度、そのときの必要な議題をお諮りしてきたものでございます。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）すいません、ちょっと課長の答弁に補足させていただきます。公共交通会議は毎年開いております、その都度、利用実態、皆さんがどれだけ乗降したかというのを議題として交通会議に報告をさせていただいております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）確かに利用実態は毎年行われていますけども、実際、この公共交通会議というのは、利用実態でなくてこのコミュニティバスを住民がどのように利用して、どこに問題点があるのか、多分、いろんな意見が毎年出ていると思うんですよね。それらを集約して、この公共交通会議でこういう問題点が出ているんですけども、これをどのように解決しようかというのが公共交通会議じゃないんですか。ただ、利用実態だけを調べるのが公共交通会議でしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）地域公共交通会議のその目的自体は、海田町の交通インフラをどう整備していくか、どうあるべきかというのを考えていくところでございますが、2ルート制に移行して、コロナ禍でもございましたし、この運行そのものがどう変化していくのかというところをまずは検証していく必要があるということで、利用実態について報告をし、この6年度で計画のほうが消えますので、今年度、問題点をどう解決していくかというところを現在議論してまいるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）そもそも、要するに海田町が作成、この交通網の形成の、交通網作成を形成したのに、全然その中で生かされていないというんですかね、第5次計画の中に移動し

やすい公共交通体系の整備として、誰もが安心して移動できる交通網の整備が必要、住民ニーズを踏まえ、町内循環コミュニティバスの利便性の向上を推進しますと書いています。でも実際に、今言われたように、運行の変化の検証とか利用実態の報告とありますが、ここで平成31年にアンケートを取られています、このときにもう5年ごとのこれはアンケートですね、利便性に関する満足度調査。令和元年53.3パーセント、令和7年目標60パーセント以上、交通安全の取組、安全な環境に関する満足度、これも5年ごと、令和元年51.1パーセント。令和7年54パーセント以上。アンケートも5年に1回です。しかも、これは北ルートできてしたときに、もう住民からすごい便利が悪いという声を聞いています。確かに、先ほど、ほかの議員が、大きな車に変えてはどうかとおっしゃっていました。今は10人乗りです。でも、ハイエースは、ハイエースって名前を言ったらいけないんでしょうけども、13人乗りの小型のバスもあります。そういうふうにして最低限乗れる車のことも考えられませんでしたでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）御指摘いただきました13人乗りへの車両の転換も選択肢の一つだと考えますので、そこも視野に入れながら、まさしく協議を進めているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今一番住民が困っているのが、結局、取残しですよ。取残し問題で、先ほど利用者の満足度と運行コストのバランスを考慮しながら検討を進めてまいりますとありましたけども、職員にこの運行の資格を取って、町にも1台、そういう坂のように運行ができるようなシステムを作ることは考えられませんか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）先ほど来、答弁させていただきますが、やはりコストとサービスのバランスというところだろうと考えております。町が直営部分でやる部分については、また新たなコストの発生ということにもつながりますので、バスの席数の増加やルート運行時間の適正化というところで対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）海田町は高齢者も大切にするまちだと思うのですが、いきいきポイントで高齢者にできるだけ外に出て活動してくださいという反面、こういうところの一番足となるところで、交通網がきちっとしたものがないと、出なさい、出なさいといっても、

車をもうなくした人には出る手だてというのはあまりないんですよ。まして、今はタクシーの運転手もコロナで大分辞められて運転手もいない。バスも乗務員がいない。いろいろ、今、大型車とかいろんな面で運転士不足があちこちで出ています。これはもう今のことじゃなくて今からもっともっとこれはひどくなると思うんですよ。ですから、今言われたように、コストの問題をおっしゃるんでしたら、ここ鳥取のほうで共同交通、実証実験が始まっています。これは、やはり、今言うように、便利の悪さから町が見直しを検討する中で、共同交通の導入を住民側に提案している。ですから、車とかを町が提供して住民側が、会員さんが集まって、そして、町が車とかガソリン、保険とかをかけて、その会員になった人たちがその運転をしていく。そうすると、コストがそんなにかからないでしょう。1,800万も。車1台、ガソリン代、保険代、あとは会員さんたちが運行して、例えば300円なら300円でボランティアとしてそれはいただくという方法もあると思うんですよ。できない、できないじゃなくて、どうしたらコストを抑えられて、そういうことができるのかを全然考えてないじゃないですか。よそはいろんなことを提案していますよ。町ができないのなら、町がそういうことを考えて、こういうものをここ提供します、どなたかこういう形でやっていただけませんかと募ったら、NPOとかいろんな共助組合とかそういうものが手を挙げるところができるんじゃないかと思うんですよ。だから、できないできないんじゃないと思うんですよ。できないじゃないです。やってみないと分かりません。ですから、それは取ってもらわねえ。今、ライドシェアとかいろいろ言っていますけども、やはり、そういう人たちは、そういうものをボランティアでやろうという人もいると思うんですよ。さっき、できない、免許が要ると、後ろのほうで声が聞かれましたけど、それだったら、その免許を取るのに町が補助をするとか、いろんな形で取り組み方はあると思うんですね。ここも、三次市も、支え合い交通として有償運行、これも一般社団法人で有償化、とか決めていますけど、こういうのもいろんな方法で今の積み残し対策に対応ができるんじゃないかと思うんです。全てこれら全部は予約制で、デマンドと近いんですけども、デマンドができない、積み残しは知らない、全然発展性ないじゃないですか。何考えていらっしゃるんですか。この5年間、全く問題が出てても解決してないじゃないですか。それはどのように思われますか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）この運行、2ルート制にして町民の皆様からいろんな課題をいた

だいて改善できていないことにつきましては大変申し訳なく思っております。そのために次期計画におきまして、いろんなバスの運行ルートであるとか大型化とか席数の増加とかというものを考えていかなければならないと考えております。決して、全然何も考えてこなかったわけではなく、議員、先ほど御紹介なさった地域で運行されるバスというのも、我々も情報をつかんでおりますので、一応、検討はしたことはあるんですが、やはり、運行に関しまして、安定的な運行をしなければならないというようなこともあって、完全に地域にお任せしてそれが安定的にできるのかというところも議論で、議論の末、これは困難であるということで結論を出したところでもございます。これからも、我々、次の運行を目指して課題に対する改善策を考えてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、本当に困っているのは、結局、積み残しですよ。職員の中に資格取らせて1台を保留して、それで積み残しがあつた場合に、それを、そのバス路線に沿って一緒に運ぶということは考えられないんでしょうか。それはできるんじゃないんですか。どうでしょう。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）それもやはりコストの一つでございます。また、人を抱えて、それで運行していくということに対しても、やはり費用はかかってきますので、そこは考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）先ほどからコスト、コストと言われますけど、一体どこまでのコストを抑えようと思っていらっしゃるんですか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）大変申し訳ないんですが、町全体としていたしまして、いろんな施策がございます。その中のどれを選択して、どれが今一番重要かというのを順位付けした上で、どこに重点配分するかというのを考えなければならない、そういう状況でございます。当然に大きな建築事業、小学校の建替え、その他もろもろ、町には事業ございますので、極力、どこかの予算を削ってでもそこに回さなければならない、今、そういう状況でございますので、それは町の施策の優先順位というところで決めさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）では、高齢者は捨てられたんでしょうか。優先順位は高齢者には入ってないですね。その考え方でしたら。実際、もう今でもかなりの高齢者増えているんですよ。国信二丁目なんか3分の2ぐらいは80ぐらいですよ。ほとんど今から5年後にはもっともっと高齢者増えるんですよ。その対策、今から考えないで、予算削ってコストで、政策の一つです。じゃあ高齢者は見捨てられるんですか。今からどんどんどん増えてきますよ。今のこの対策でいったら、利用しませんよ。便利悪いですから。一番、だから解決するのは、乗り継ぎとこの積み残しの問題を解決すれば、あとはほとんど運行をちょっと、場所を変えるところで済んでいくと思うんですよ。それに対してコストを下げようと思えば、今みたいに自動車と保険と、あれは町が対応します。あとは、それは委託じゃないんですけども、民間のそういうNPOとか、そういうところでやってもらう、そういう方法も考えられるんですよ。そうすると、コストはもっと下がりますよ。いろんな面を考えてないで、できません、やりません、コストがかかります。それじゃ、言っていること、いきいきポイントと整合してないじゃないですか。外に出なさい、もっと活躍してください、高齢の方は。車を返して、活躍してくださいと言っても、家を出るにも交通便が悪い。どうして出るんでしょうか。これがもっと増えるんですよ。それはどのように考えられていますか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）決して、高齢者の施策をしないと切り捨てるとかそういうことを言っておるのではございません。バスに関しまして、なるべくコストを下げながら皆さんに利用していただく、そういった方策を考えていかなければならないというので、今回また新たに見直しをして、運行時間の適正化であるとか乗車定員の増加とか、そういったところで改善を目指していく、これからも高齢者の方にも利用していただきたいという思いは決して変わっておりませんので、御利用いただきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）だから、御利用するには今の要望がそれぞれ自治会で出ておりますことをどのように解決するか、今検討中です、検討中です、もう5年前から既にこの問題が出ているのに、ずっと引き延ばしして、また更に、この令和7年度からの計画の中にまた検討中と書かれるんですか。5年間の間、検討してないんですよ、全然。もう初めから積み残し出ているんですよ。28人乗りの総合公園に行く大きなバスでも、季節によっては春とかなれば積み残しが出ています。それから、今、北ルートは、特に雨降りなどが

利用する人が多くて、積み残しが雨降りは特に多いと聞いています。だから、それらが5年間の間に何にもできてなくて、検討中です。5年間の間、何やっているんですか。もう要望がずっと出ているんですよ、これ、住民さんから。アンケートだけ取って、はい、聞きました。このように交通網形成の計画の中に、問題点、こうこう、こうこう、こうです。その時点でもう問題点挙がってても、全然解決してないじゃないですか。どう思うんですか、これ。本当に真剣に考えられていますか。コミュニティバスに乗ったことありますか、ここの職員で。教えてください。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）我々も決してコミュニティバスに乗ったことがないわけではなく、状況を見ておりますし、この5年間何もできなかったことについては大変申し訳なく思っておりますが、そのために今回改善をしていこうということで、真摯に住民の方のアンケート、返していただいた方のアンケートを基に議論をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）改善をしていこうと思う、この度のアンケートに基づいて。多分、同じようなアンケートですよ。困っていることは皆同じですから。5年前もそれですよ。多分、内容はあまり変わらないアンケートと思いますよ。改善をしていこうと思う。だから、その今の積み残しの問題とか乗り継ぎの問題とか、もう出る前に改善をしていこうと思うんだったら、もう既に問題点があっていることに対していろんな方法を考えているはずじゃないですか。それアンケートが来てから、これを基に改善ですか。それ間違っていないですか。5年間、ほとんどやってない。公共交通会議はただ利用している人だけを調べている。問題点に対して公共交通会議でこの問題点はどうするのかとか、一つ一つ解決していったら、こういう問題は起こっていませんよ。確かに北ルートは、先ほど、ほかの議員も言いましたけども、あちらはかなり大きなバスでも大事だと思うんですけども、私たち国信地区は坂がひどいので大きなバスが通りません。ですから、そのバランスが、やはり執行部としてそのバスを選ぶのに難しいのではないかと思うんですが、今の10人乗りを13人乗りにするにはそれは可能だと思います。だから少しでも、この公共交通会議とかもありますから、改善があれば、ないんですよ。でも、はっきり言うて、この庁舎ができてから、素早くバス停ができましたよね。庁舎が新しくなって、素早くバス停ができる、これも公共交通、バス停をさっと決められました。こういうことは早

いじゃないですか。でも、住民が本当に困っていることは手付けてないじゃないですか。再度聞きます。改善をしていこうと。どのように改善をしていくんですか。これはいつ頃までに改善ですか。令和6年度でこれの5年間の計画終わります。7年から新しい計画形成網として掲げられると思いますが、ここにどのようにお書きになりますか。答弁をお願いします。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）やはり、議員御指摘の積み残しというのは、一番の課題だろうとは感じております。そこは改善に取り組む。この計画終わりました、また次期計画でございますが、そこにはやはり皆さんの利便性向上というところで記載していく必要はあるかと感じております。もちろん、今年度計画立てて、来年度、実際に何かの動きをしたいと思っておりますので、そこはまた予算のほうに計上させていただきながら議論していく。議員の皆様にもそこは案のほうをお示ししながら、より良いものを作り上げてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）再度申します。積み残し、乗り継ぎ、この2点が解決できれば、多分、今のある程度のルートで住民さんは満足だと思うんですよ。乗り継ぎができないんですよ、北ルートからいっても。一番利用する時間帯ないんですよ。坂なんか12便ですかね、車の台数が多いからそうなんでしょうけども。ここは8便か7便ですよ。だから、もう便数にしても数が違う。それ、コストの問題を考えるとそうなるのかもしれませんが、問題点は、乗り継ぎ、積み残し。この問題点を解決してコストを下げよう思うたらどうしたらいいか。そこをちょっと頭をひねって考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）議員御指摘の今の2点、改善できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）住民さんは、このふれあいコミュニティバスをすごく期待しています。自治会でこのふれあいバスについて意見交換会したいという話があったときに、今までにない住民さんが第2会館へ集まりました。そして、このふれあいコミュニティバスがなくなるのと、すごい不安がって来られた方がたくさんいました。それだけこのふれあい

コミュニティバスは住民にとって重要なんです。特に、国信なんか坂がひどく、ほかにもあります。ですから、今から高齢化してどんどんどんそういうコミュニティバスを利用したい、でも便利が悪い、だから少ないんですよ。それで、利用が少なかったのはコロナで人数が少なくなったから、費用対効果でかなりの執行部の町からの持ち出しが多かったと思いますが、やはり、それは、それを住民に働きかけて、しかも住民が今の言う積み残しや乗り継ぎがスムーズにいけば、もっと利用されると思うんですよ。そこを改善せんで少ないからコストがかかるからでは意味ないです。今後、そのようなことをしっかり検討して、7年度の最初に検討したものがはっきりと出てくるでしょうか。もう一度、再度お聞きします。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）もちろん、コロナ禍で乗降客数が少なくて割高というところがありました。現在、徐々に回復をしてきて、大変申し訳ないんですが、逆に積み残しという問題が多く発生するようになりました。当然に海田町としてはたくさんの方に利用していただきたいと考えておりますので、もっと利便性が上がる場所については海田町も重点的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員、御提案の二つの課題、解決できるように努力してまいりたいと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）以上で終わります。

○議長（桑原）10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。今年度の施政方針演説で、私は町長の公約である給食費無償化についてその財源に関する質問を行いました。町長は、財源が厳しく今年度は交付金を活用することができたので、中学3年生だけを無償化に踏み切ったとの答弁がございました。併せて、今後は新たな財源を確保しながら広げていきたいとも答弁されましたが、財源がなかなか厳しいというお答えをされたのは町長も御存じだと思います。新たな財源を確保するのは本当に難しい現状にございます。その中で、一つ私、提案したいのが、財源的にほんまに金額大きくございませんけども、命名権の譲渡、これをされてみてはいかがでしょうか。本当に金額的には大きな金額じゃございませんけども、新たなひとつの、それこそふるさと納税を増やしていくよりももっと確実に財源として確保できるんじゃないかと思いますが、それについていかがお考えでしょうか。

次に、新庁舎開庁して約1年近くが経ち、旧庁舎に比べて駐輪場も十分確保されてお



ります。しかし、駐輪場は出入口からちょっと離れており、端のほうは随分離れていると思います。また、屋根もない。古い庁舎については、少なくとも、小さかったですけども、きちんと屋根を付けておられました。雨天のときは利用者は庁舎に来た後、帰るときにびしょびしょの自転車に乗って帰ったり、びしょびしょのバイクに乗って帰らなきゃいけない状況になっています。この状況を考えれば、そういうものを改良すべき案件だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）宗像議員の質問に御答弁いたします。

まず、命名権の活用についての質問でございますが、今年度の施政方針でも述べましたとおり、公共施設に対するネーミングライツの導入は歳入確保の有効な手段であると考えております。現在、平成26年度に制定した実施要綱等につきまして、改定作業を行っているため、準備が整い次第、実施してまいりたいと考えております。

続きまして、駐輪場の整備についての質問でございますが、駐輪場に屋根がない旨の御意見は以前からいただいておりますため、雨天時につきましては、庁舎の軒下へ駐輪いただくよう案内をしているところでございます。雨天時に軒下に駐輪できる旨を案内表示してからは屋根の設置についての要望はなくなっております。引き続き、来庁者の皆様の声をお聞きしながら、必要に応じて案内表示の拡充を行うなど、工夫をしてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず命名権の問題でございますけれども、今、改定中ということは、近々実施される予定と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）来月中には公募を実施したいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ということは、新年度予算には確実に上がってくる、実際に相手が応募してくるかどうかは別にしましても、実際に新年度予算に上がってくると理解していいんですか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）そのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）今考えられている参考でいいですから、どこの施設を募集かけようとしておるか、もし思いがあれば、思いをちょっと皆さんの前で言っていただくわけにいきませんか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）全部の施設を一遍にということはちょっと難しいと考えております。今考えておりますのは、例えば、福祉センター、あるいはひまわりプラザ、その辺のところを考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）私も同じようなことを考えてる。もう一つ、総合公園、これできないんですか。あそこが一番宣伝効果として上がるんじゃないんですか。だから、その辺も今返事せえというのは無理かもわかりませんが、特に総合公園、特に坂なんかは、今、何グラウンドやったかな、北新地公園が命名権で新しいグラウンド、ロジコムグラウンドか、になっていると思うんですが、グラウンドなんかが一番かりやすい。一番いいのがマツダズームもそうですよね。新しいサッカー場もそうですよね。運動施設が一番分かりやすく一番いいんじゃないかと思うんですが、その辺については検討していただきたいと思いますが、いいですか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）総合公園につきましては、時期は明示できませんけれども、いずれはというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）もう既に決められて動かれているので、これ以上は申しません。

次に、駐輪場の問題です。確かに、私も、雨天の場合は屋根の下へ入れてくださいと書かれてあります、それは確認しました。それに気づくような看板ですか。端っこのほうにちょこっと小さく書いてあって、これ、同じようなことが駐車場、前進駐車してくれって、これ、どうやっても見えない。みんな前進駐車じゃなくてバック駐車ばかりされている。今はやられていませんが、隣、病院だったところですよね。そういうのを勘定したらああいうものをしっかりと見えるように、まずすべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）駐輪等の表示につきましては、確かに小さい部分もあるかと思いま

す。住民の皆様からよく分からんというような問いがありましたら、大きな看板を付けるなど、声を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）大きな看板とかいうよりも駐輪をするところにないんですよね。今、看板をかけられているのは屋根の下のこの入口のところにかけられていますよね。置いた後、また見て、また動かせという言い方にしか取れないんですが、小さくてもいいですか、一番見えるところへ自転車駐輪するところに置いてあげればいいんじゃないんですか。どうなんですか。その辺についての考え、直す気ありますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）今、雨天時はここに駐輪してくださいという看板を設置しております。それで、ここに止めることが分からないというようなお声がありましたら、そこが駐輪場である旨が分かりよいような工夫はしてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）普通の駐輪をするスペースのところに、雨天の場合には屋根の下へどうぞって、作ってあげるべきじゃないんですか。ここに止めなさい、こっち来ないと分からないようなところに看板を作るべきじゃないんじゃないんですか。それについてはしっかりとやっていただきたいと。ここで一つお聞きしたいんですが、今、どんな自転車がたくさん増えていますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）肌感覚で申し訳ございませんが、電動自転車が多いと感じております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）正確に言うたら電動自転車じゃなくて電動アシスト自転車ですよね。これに使われているバッテリーは何ですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）すいません、何のバッテリーが使われているかというのは承知しておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）リチウム電池ですよね。リチウム電池の欠点は何ですか。熱ですよね。実際に、これ電動アシスト自転車の場合にはほとんど対策、ある程度練られているんで発火するケースは少ないんですが、それでもパナソニックが発売した自転車、これリコ

ールかけたケースがございます。発火原因で。真夏の一番暑いときに、そのリチウム電池を炎天下の下に投げさせとる。これ、事件が起こる、問題になるケースになりませんか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）そのような懸念があるということでありましたら、そのような自転車は屋根の下に止めていただくとか、そういったことも可能であります。今あるところにちょっと屋根を付けてということではないんですけれども、例えば、雨だけじゃなくて、夏の炎天下にもその軒下にも止めていただけるというようなところで工夫してまいりたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）前の旧庁舎ではちゃんと屋根がありましたよね。実際、私自身バイクで来て、置いとったとき、1時間ぐらいバイクを置いて、ヘルメットを上へ置いとったら、ヘルメットをかぶるにめちゃくちゃ熱くて、ちょっと冷ますのに時間かかった。このぐらい温度が上がっただけですよ。となれば、リチウム電池にとってはものすごい悪環境。となれば、そういう自転車だけでも裏に回すとか、裏に駐輪場を造ってあげるなり、職員の駐車場は運よく日陰になるところに造ってありますよね。この庁舎の端っこですよ。だから、同じようなことをやっぱり住民に対してもしてあげる必要があるんじゃないかと思うんですよ。今の場所じゃなくても、この部分は危ない部分については裏に駐輪場がありますとか、そういう形にしてあげるべきだと思うんですが、その辺の、今の、例えば屋根を付けなくてもそういう工夫はできると思うんですよ。その辺、工夫について検討される余地はございませんか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）工夫してまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ということで、しっかり検討と、屋根まで付けてくれと申しませんけども、その辺でしっかりと安全対策、これは海田町でもしそのリチウム電池が爆発したら、前に半年ぐらい前かな、テレビで、携帯電話を窓際に置いとったら発火したのがちょうど防犯カメラに写っておるのをテレビで放映していましたけど、リチウム電池の一番欠点というのは、高温に対する発火。特に夏場の場合は、冬はあんまり影響ないと思うんですが、夏場のリチウム電池についてはすごい危険が伴うので、御検討をお願いしたい

と思います。以上で終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き本会議を再開します。一般質問を続行いたします。14番、前田議員。

○ 1 4 番（前田） 14番、前田です。まず、自治会活動等ということについてお尋ねをいたします。この自治会活動等について、その中で特に各自治会館等において行われておりいきいき体操であります。定かではありませんが、和歌山県橋本市だったと思いますが、いきいき体操により保険料が安くなったと、このように聞いております。どのような内容なのかは分かりませんが、本町においてもこのようなことを橋本町から倣って、いろいろ勉強させてもらって、町のこういう活動に生かせられないかと、こういうことであります。

次に、予算の執行ということについてお尋ねをいたします。過去、いろいろな場で指摘をしておりますが、その予算の執行が正常に行われていないように思われます。その予算の一つは、浜角の交差点において補正予算を組んで、なおかつその予算が未執行であったと。また、令和5年度においても、砂走公園に便所を設置する予算を300万円計上されました。遣り方を出して、その上、工事が中止になった、こういうことが平然と行われております。恐らく業者が遣り方を設置するということは、何らの経費が必要となりその予算の一部が消費されたものと思われます。まず、この予算の計上に対して未執行ということに対し、町長はどのように責任を感じるのか。また、予算の審査、審議ということの意味合いをどのように考えているのかをお尋ねいたします。更に、この未執行の予算、あるいはその工事等の必要性、今後このようなものを執行、まちづくりに対し、その計画をどのように対応していこうとされているのか、その考えをお尋ねいたします。次に、このようないろいろ工事を計画する場合、まず用地の確保、それから予算の計上、実際の予算、実費予算等を計上すべきであろう。このように施工場所において、正確に予算の計上をすべきと考えるが、これについて町長はどのようにお考えかをお尋ねいたします。特に、今回の砂走公園の便所設置に対し、まず便所を造るのだとい

う考えのもと、地元の事前協議は行われず、工事に入ってから近所の苦情、その他の申出等によって協議が行われたと聞きますが、その後の情報は入っておりませんが、少なくとも予算の執行は行われなかったと思うが、その遣り方を出したわけですから、その予算の内訳をまず求めます。また、このような計画をする場合、事前に地元との、設置場所、それに対する工事に必要な経費、こういうものを、先ほども言いましたが、積算すべきと思いますが、これについて町長はどのようにお考えか。最後に、この便所や浜角の交差点改良、未執行ということで終わっておるわけですが、どのようにされるのかを重ねてお尋ねをいたします。

そして最後に、耐震工事の助成ということで、先の議会でも質問しておりますが、そのときの答弁では、本町の耐震化率は令和3年度末で90.4パーである。いかにも町長は鼻高々の答弁でありましたが、私に言わせれば、全くの幼稚園答弁であります。よく聞いてくださいよ。本町の耐震基準は昭和57年の基準、分かりますか。昭和57年、1981年、ここで法律が変わっておりますが、その後に平成12年、西暦2000年に大改正が行われております。平成12年ですよ。あなたのおっしゃる耐震化率は昭和57年でばらっと20年前の話をされておるね。あなたが生まれて間なしの幼稚園の頃の話をしとるわけね。だから、この話自体が幼稚園のような話である、このようなことを言いたいわけであり。そういうことで、繰り返しますが、平成12年、西暦2000年に建築基準法の大改正がされております。このことで重ね重ね言うておりますが、そういう震災時に災害が起きると、避難あるいはそういう救助、こういうことができなくなる。そういうためにより確実な新しい時代の建築基準法に合った耐震化工事を進めないか、こういうことであります。そこで本町の新しい基準の耐震化率、これはどうなっとるんかというのをまず尋ねてみたいと思います。というのは、先のちょうどこの頃に、8月8日であったか、マグニチュード7.1の地震が宮崎県沖で起きております。マグニチュード7.1というと、相当巨大な地震になるわけですが、震度は私も掌握しておりませんが、そういうことで、その後、南海トラフ巨大地震注意報が1週間出っ放しになったと、こういう事実もあります。建物の倒壊と先ほども言いましたが、避難、あるいは救助、これの障害になることは間違いない。こういうことを考えたときに、いち早く耐震化工事をすべきではないか。こういうことに思います。町長はどのようにお考えか。それともう一つあるのが、昨今の建築資材の高騰、あるいは職人の減少というか、そういうことによって工事が時間が経てば経つほどできにくくなるんじゃないか。要するに、より早く工事を進める、

耐震化率を進めていくためには、多少無理をしてでも町が助成して、安全安心なまちをつくるために努力すべきじゃないかと、このようにまとめてお尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）前田議員の質問に御答弁いたします。

まず、自治会活動等についての質問でございますが、地域の通いの場として町内34か所でいきいき百歳体操を実施しております。身近な場所で町民が主体的に運営するいきいき百歳体操は、自立した日常生活の維持や地域住民同士の交流につながっているものと考えております。引き続き、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、地区担当保健師がいきいき百歳体操に出向き、継続的に支援するとともに他市町の取組も参考にしながら、より効果的な支援につながるよう研さんしてまいります。

続きまして、予算の執行についての質問でございますが、1点目の予算の未執行につきましては、昨年度、自治会要望に基づき便所を整備する予定でしたが、地域住民から強い反対の声があり、やむを得ず事業の実施を取りやめたものでございます。議会に御承認いただいた事業が執行できなかったことは大変遺憾であり、今後は地元と十分調整した上で事業を実施してまいります。2点目の予算額の積算につきましては、必要性や緊急性、その他諸条件等を総合的に勘案し、優先順位を付けた上で予算計上する必要があると考えております。3点目の砂走公園の便所設置につきましては、令和5年12月26日に工事請負契約を締結いたしましたが、地域住民の強い反対によりまして、着工を一時留保し、関係者と協議調整を行いましたが、合意が得られなかったため、やむを得ず、令和6年3月26日に契約を解除いたしました。本件を教訓といたしまして、今後、同様な事案におきましては、地元の総意や利害関係者の意向を確認するなど、予算執行の担保を確保した上で必要な工事費を予算計上してまいります。4点目の砂走公園の便所につきましては、今後、改めて自治会から要望を受けた場合は、設置に伴う周辺への影響等も勘案しながら慎重に検討してまいります。また、西浜交差点につきましては、現在も地権者との交渉を進めているところであり、事業の早期完成に向けて、まずは用地の取得に努めてまいります。

続きまして、耐震工事の助成についての質問でございますが、1点目につきましては、本町が補助対象としている木造住宅は、昭和56年の新耐震基準以前に建築された旧耐震基準の建物であり、議員御指摘の平成12年の耐震基準の見直しにつきましては、当然承

知しております。なお、平成28年に発生した熊本地震における建築物被害に関する国の報告書におきまして、昭和56年の新耐震基準の建物は、旧耐震基準に比べて倒壊した割合が低いことが確認をされており、現在の施策は有効であるものと考えております。2点目につきまして、本町といたしましては、町内の全ての木造住宅の耐震化を早急に完成させることを目指しておりまして、海田町耐震改修促進計画におきまして、旧耐震基準の木造住宅の耐震化に取り組む方針を定めた上で、耐震改修の啓発と補助制度の利用促進に努めているところでございます。3点目につきまして、建物の倒壊が救助や避難の障害にならないようにすることは大変重要であると考えておりまして、木造住宅の耐震化をはじめ、狭い道路沿いの建物の適切な後退指導や空き家の解体補助などによる空間の確保、ブロック塀の倒壊に対する安全対策など、様々な手段を通じて有事の際に支障になる状態の改善に努めてまいります。4点目につきまして、前回の一般質問でも御答弁いたしましたとおり、耐震改修に係る補助金は、私有財産に対する税金の投入という側面を持っておりまして、公平性を確保する観点から慎重に検討する必要があるとございます。本町といたしましては、引き続き、現在の補助制度の枠組みの範囲内で制度の利用促進に努めてまいります。5点目につきましては、耐震化率は、国が示す推計方法に基づき、統計データを収集・検証・加工する作業を行った上で算出をしております。現在、お示ししている耐震化率は、本町の耐震施策の方針を定めるため、海田町耐震改修促進計画の改定に合わせて、昭和56年の新耐震基準と同程度の耐震性能を有する建物の割合を推計したものであり、平成12年の基準による耐震化率は算定しておりません。また、現時点では平成12年の基準により耐震施策を進めることも考えていないため、今後、算定する予定もございません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）あんまり力入れて言う考えはありませんがね。何というのかな、いきいき百歳体操とかいうのが、これは保険料が、何の保険かは、国保なのか後期高齢者保険なのか、そこまで私も承知はしておりませんが、この保険料が安くなったというのは非常に有効な話であろうと、ただそこしかつかんでないんですが、どのようなことをやっておられるのかな。本町の百歳体操と橋本町だったかな、そこがやっておられるということについて中身は何か、検討されたとか、どういうことをやっておられるのかとかというようなことを、調べたか、何かその辺についてちょっと尋ねてみたいと思います。

○議長（桑原）健康づくり推進課長。



○健康づくり推進課長（下田）橋本市につきましては、げんきらり〜教室を実施しております。その中で取組としましては、オリジナルTシャツを作成して普及をされたりとか、実績報告会の開催や交流会の実施など様々な取組を行っていらっしゃいます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）よう分からんけど、結論から今言うたように、保険料が安くなつとるというんよね。非常にいいことだと、そう思うわけで、ちょっとその辺、多くは言いませんが、しっかり勉強して何か役立ててほしい。せっかくいきいき体操というのがあっちの公民館とか何か地区の集会所、自治会館でやっておられるわけだから、そこで生かされればそういうところで利用してもらいたいと、こういう気持ちで言うとするので、その辺はよろしくお願いします。

それから、2点目の予算の未執行ということについてお尋ねしますが、何か町長、付近の住民が悪いので、いざやろう思うたら、地域の住民から強い反対の声があった。どのようなことか全部は承知しておりませんが、聞くところによると、家の窓か何か出入口の横のほうに便所を設置の遣り方を出したということで、位置を変えてくれないかという要望をしたということは聞いておりますが、ここでは、強い反対の声ということ、この辺について、もうちょっとどうなのか。事前にね、若干話はそれますが、先に昨日からも出ておりますが、出合橋の話で、これ、工事の承認案件で、私、反対した事実があるんですよ。承認案件でね。なぜかと言うたら、この橋を架けるとこの右岸側、民地に用地の確保がしてないんですよ。用地を未取得のまま、橋の工事発注をしたんですよ。それはおかしいじゃないかと。そういうことじゃ、工事がね、今言う、こういうことで未執行ということをするわけですから、用地の確保もせずに工事発注をする。そんな馬鹿なことできるわけないだろう。用地を確保してから工事の発注をしろなさいというて、私は反対したことがあるんですよ。若干、通告からずれますが、その今問題の出合橋でね、橋は完成しました。今、取付け道路で民地を借りる必要があるということで、ちょっと私も定かではないんですが、町長も確認してください。私も確認はしておりません。風の便りに聞いております。民地に、仮設道路の勝手に遣り方をしたという。それで、業者に言わせると、町職から指示がありましたと。町職の指示でよその花畑にくいを打って、仮設道路の遣り方をした。そしたら、地主さんがこれ何するんですか、私は何も聞いておりませんが、大変立腹になって、もうそれで工事が中断しとると。その仮設道路の遣り方が今年の5月にやったんですよ。今、9月なんですよ。4か月中

断しておる。この事実をまず確認したい。勝手にやったのか、許可を受けたのか、どういう話になっとるんか。まず、この辺聞きたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）出合橋の借地のほうにつきましては、おっしゃられるとおり、現地のほうに仮設道路を造るための測量をした、遣り方、先ほど議員さんが言われた、機器でどの位置に来ますよというものを造らせていただきました。こちらにつきましては地権者の方と事前にお話をしていたんですが、その話の内容がきっちりと相手方のほうに伝わっていなかったということで、この度、おわびをして御理解をいただいて、借地をしていただけることになっております。現場が止まったということでございますが、一応、工程に沿って、今のところ順調に進めているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か答弁を聞くとね、順調に進んでいるよと、このような答弁に聞こえるんですが、私が風の便りに聞いとるのは、もう私は理解できないから、今後、話はいたしませんいうて聞いとる。今の答弁は、いかにも既に同意を得ましたというような答弁にも聞こえるんじゃがね。地主さんは、話はしませんいうて言うとるんですよ。だから、言うとるんですよ。先ほど、右岸の工事承認のときも言いましたが、用地を確保してから言いなさいと。ついでに話は脱線しますが、143号線、道路も完成して橋も完成して、これも右岸側の民地の取得ができてないんですよ。143、道路ができました、橋もできました。ところが、橋の出口いうんか入口いうんか知らんけど、下り口がないんですよ。例えば、こういうのをどうしていこうという考えなのか。今言うように、用地は中途半端で工事承認は出すか、言い訳はしとるけども、民地に勝手に花畑入ってくいを打って遣り方やった、御立腹です。話はついております。本人がついてないと言うとるんですよ。定かでないから私も正確な情報は知りませんがね。再度、確認したいが、ここらはどういうことなんか、もっと明確な大きい声で答弁してくれ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）ちょっと個別具体の話になって申し訳ないんですが、先ほど申し上げましたように、議員さんおっしゃられるように、現場に測量のためのくいを打って、お叱りを受けました。そこは事実でございます。そこは町としても口頭で説明を差し上げておったところでございますが、それがうまい具合に伝わってなかったことで、おわびを申し上げて、そこについては承諾をいただいとる。昨日ですけども、たまたまです

が、借地についても御契約をいただき、判子をいただいて御承諾をいただいております。今の出合橋のほうでございます。143号線につきましては、現在、ほかの埋設物、ほかの工事等々の調整で完成のほうは遅れておりますが、用地につきましては取得しており、今後、年末の工期に向けて完成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か語尾がはっきりせんのですが、もっと明快な答弁してくださいよ。何か半分嘘言おう思うとるので、ごまかすようなことになるんじゃないと思うけども、ここで今、先ほどの砂走の便所についても言いますが、地域住民の強い反対によって、3月26日に契約を解除しました、今後いろいろ気を付けてやりますよということは答弁書に書いておりますが、今言うただけでも、浜角の交差点、補正予算組んで未執行、143、道路は付けたが橋の出口がない。出合橋は昨日ようやく話はついてたけども、勝手によその畑にくいを打って遣り方をやった。こういう話を聞くと、町長、でたらめなんよ、どういう職員教育しとるか、副町長、しっかり教育しなさいや、こういうことを。こういうことじゃ駄目でしょう。今後もうこういうトラブルが相当起きてきて、工事の未執行というのは、ここでも言うとするが、後ほど言いますが、予算審議の目的は何なのかというとする。意味ないじゃないですか。一生懸命2日も3日も予算審議して、挙げ句の果てが未執行。工事を発注したが中止せにゃならん。ここで今言うとするのが3月26日に解除したという。少なくとも丁張、遣り方しとるわけですから、一人役なり二人役なりかかるとるわけ。これの予算の執行状況どうなのかいうのを尋ねとるが、これの答弁がない。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回、御指摘の部分については工事の着手前ということで、実際に町からの支出はございませんでした。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）どうもその辺が意味が分かんね。少なくとも遣り方をやっとするんだよ。10分かかったのか1時間かかったのか知らんよ。くいを持って行って、くいを打って、レベルを出して、少なくとも1人か2人が1、2時間や3時間かかるとるんじゃないと思うよ。持ち出しはないよ。ゼロかどうなん。もっと明解に内訳があるんなら、その内訳を説明してほしい。これ、監査の問題だよ。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいまの件でございますが、受注者と協議をいたしまして、町の支出はないということで整えたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）場合によっては、これ、もう監査も請求せにゃいかんのかもわからんけども、非常に何か知らんが不明瞭なことをしとる。しっかり町長、これは副町長の責任になるかもわからんが、職員教育をしっかりして、先ほど来、まとめて言いますが、工事をやる時にはそういう計画を立てて、用地の確保をして、それでそこに延長メートルを測って、工事費を積算して、それから予算計上すべきであろうと。井でこれぐらいあったらどうにかなるじゃろう。こういうような次元の低いような積算じゃあ、あんたら職務、立場ないよ。そういうことがわからんなら、わしが教えてあげるわい。そういうことをしっかり勉強しなさい。

最後にまとめて言いますが、町長、耐震基準について考える気はない。こういうことだが、先ほども言いました、昭和57年の基準で平成12年に大改正されて、新基準では耐震補強していく考えはない。ここでまとめて聞きますが、安全安心なまちづくりという意味で、これで本町の建物はどうなのか、意味はわからんけども、公平性を確保する観点から慎重にやらざるを得ん。耐震の古い建物にはお金を出すんだけども、平成10年、12年に建てた建物には、耐震性が足らなくても、何が公平性かよくわからんが、補助はしないという。その辺をもうちょっと明快に答弁を願いたい。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）ただいまの御質問への答弁ですけれども、二つ大きな建築基準法において耐震性能の改正がありまして、一つは議員も御指摘のとおり、新耐震基準56年の基準に対して平成12年に改正された2000年の基準というものがございます。この二つの改正を比べてみたところ、まず新耐震基準56年の基準については大地震が起こった際に建物が倒壊しないということを目的にしております。決して、建物が壊れてしまうのまで防ごうというものではございませんで、あくまで人の命、そこに住んでいる人の命を守るために倒壊をしないことというのが目的でやってございます。2000年の基準につきましても、その思想自体は変わっておりません。やはり、大地震に対して、倒壊せず人命が確保されるというふうな目標でやってございます。ただ、2000年の基準については、56年の新耐震基準で施工方法が明確に定められてなかったところを、もっと明確に規定して厳格にすると。それによって、施工不良を防止して当初の定

められた耐震性を確保しようというところでございます。ただ新耐震基準、56年の基準でしっかり建てた場合に、その耐震性というのは、基本的には今の基準と同等程度の基準は確保されることとなっております。ですから、56年から2000年、平成12年の間に建てられた建物を決して軽んじておくことではございませんが、旧耐震基準で建てられた建物がまだまだ多くございまして、こちらのほうに重点的に補助金の制度を設けることで、全体的に建物が倒壊するリスクというのを減らしていこうというのが、今の町の方針でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）よう分からんような答弁だけど、出すのか出さんのかしっかり明瞭に簡単に言うてもらいたいと思うよ。12年がどうやら、ここでは平成12年の基準でね、あなたらが言うておられるのは昭和の57年で、この差が20年ほどあるんだよな。だから、それでは基準が合致しませんよと。この度もマグニチュード7.1だったんよの。いつかも言うたと思うけども、昔は震度は7じゃったんよの。今は10段階になっとるよという、そういうこともしっかり把握して物を言うとりんかどうかならんが、その耐震基準の平成12年の基準では補助をする考えはないというて言うとりわけよの。それでは、わしがさっきも言うたように、安全安心なまちづくりにはならんんじゃないかと。要するに、建物は平成10年に建ったのか昭和59年に建ったのか、それは分からんけども、基準は一つのラインは、平成12年に引かれとりんだよ。それを合わすべきじゃないのか。どう思うか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）その基準の考え方自体が、先ほども申し上げたんですけれども、大規模な地震に対して倒壊をしないという目標自体はやはり変わってないというところにあります。ただ、広島県で、今、そういう補助制度をほぼ全ての市町で、今海田町がやっているような補助金をしておるんですけれども、広島県の方針としまして、町の方針も同じです、旧耐震基準の建物を、まずはできるだけ全て耐震化を目指して、その後、平成12年、2000年基準についてはその後の課題として考えていこうという方向性でございますので、今、直ちにその2000年の基準で補助するということではなくて、まずは旧耐震基準の建物の耐震化を進めていこうというのが町の方針でもありますし、県の方針でもあるということです。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ようけ言うても本気でやる気がないということだから、町長、やっぱりここら指導して、そういうことで、分からんけども、旧道筋、昔の庁舎の前の通りなんかは、それなりの建物が相当あると思うんよね。そうすると、いつかも言うたように、さっきも言うた、そういう建物の倒壊が避難路の障害、あるいは、何というか、救助、能登の火事でもテレビでずっと映りながら、消防車2台ほどで放水しとって、どんどんどんどん燃えよったじゃないですか。迂回することができなかったという報告を聞いたるんよ。そういうことがあるので、これ以上言うてもいい答弁は返ってこんので、しっかりもう一回検討して、いち早く町民の安全が守れるように一つ努力してもらいたい。ここは要望で終わります。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をします。再開は13時45分。

~~~~~○~~~~~

午後1時36分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第2、第38号議案、工事請負契約の締結について。（仮称）新畝橋下部工事その1を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第38号議案、工事請負契約の締結について。海田町畝一丁目地内において施工する（仮称）新畝橋下部工事その1の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは議案書7ページをお願いいたします。第38号議案、工事請負契約の締結についてでございます。本議案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により請負契約を締結することについて、議決を求めるものでございます。工事名は（仮称）新畝橋下部工事その1、工事場所は海田町畝一丁目地内外、請負金額は1億2,859万円、受注者はシンクコンストラクション株式会社、工期は議決の日の翌日から令和7年3月31日まででございます。続きまして、資料1の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は海田町建設工事指名業者等選定要綱により土木一式工事で、業者登録のあるAランクの業者を基本といたしまして、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能なBランクの業者を含む全20者

を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札したシンクコンストラクション株式会社を落札者と決定いたしました。続きまして、工事内容につきましては担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）続きまして、工事等箇所図について御説明させていただきます。資料2をお願いいたします。1ページ目を御覧ください。まず、概要について御説明をさせていただきます。新畝橋の橋りょうについては3スパンの橋桁を設置することから、それを支えるための橋台2基、橋脚2基を設置する必要があります。そのうち令和6年度につきましては、瀬野川の左岸、つまり国道2号側の橋脚を設置いたします。基礎ぐいを8本打設いたしまして、その上に高さ8.4メートル、幅18メートルの橋脚1基を整備するものでございます。2ページ目をお願いいたします。工事スケジュールについてでございます。準備工から約7か月での完成を予定いたしております。議決をいただきました後に、準備工に着手いたしまして、10月下旬に渇水期から盛土等の仮設工を行い、12月中旬から橋脚の躯体を築造してまいります。その後、仮設工を撤去いたしまして、3月末の完成を目指してまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）まず、この入札結果が何パーセントか、それとですね、今の資料2の箇所図でございしますが、橋脚1基と書いてありますが、これは1基だけか、それとも、もうちょっと親切なら橋脚は何基要って、橋全体に何基要って、この度は1基だけやるのか、それともこれ橋脚1基いうて書いてあるのを何基もやるのか、もうちょっと親切に資料をお願いしますがの。

○議長（桑原）口頭でよろしいですか。

○13番（崎本）はい。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）まず、1点目のお尋ねの落札率につきましては85.7パーセントでございます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）説明のほうではさせていただいたんですが、改めて、御説明のほう

をさせていただきます。今回、橋りょうについては3スパンの橋桁を設置いたします。それを支えるための橋台2基、そして橋脚2基を設置するものでございまして、この度は国道2号側、橋脚を1基設置するものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、これ、出したって分からんでしょう。大体出すのに最初から言いよるんじゃが、全体的にお金は何ぼぐらいかかるか、これは橋脚の基礎部であって、基礎のくいが何個要って、3基か4基か知らんよ、何基要って、この度のあれが入札かけたのはその中の1基です。そこまで丁寧に説明せにゃ、みんな分かっちゃへんよ。分かったような顔をしておってんじゃが、分かっちゃすまいと思うんじゃ、わしゃ。そこら、建設部長、分かつて、自分も。1基は分かるよ。何基要るか分からんじやろ。あんた分かっちゃうるか、知らんじやろが。答弁お願いします。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（木村） 資料のほうがちよっと分かりにくいという御指摘をいただきましたので、次回からその辺は修正のほうをさせていただこうと思いますが、この橋自体は、橋台という両端の台、それが二つと、橋脚という橋の真ん中に二つ脚が要るんですけれども、今回はそのうちの1個の足、橋脚を造らせていただくもので、その橋脚は国道2号側の橋脚を1基造らせていただくものです。

○議長（桑原） ほかに質疑ございませんか。下岡議員。

○9番（下岡） 2点質問いたします。この新畝橋下部工事、始めることによって、都市計画道路、畝曾田線の工事に着手するということになるわけですが、都市計画道路の手続きとして、3月議会でも問題になりましたけれども、事業認可を取得して、直ちにこの工事に着手していいのかという問題があります。マニュアル等を見ると、事業認可取得後、地権者の同意等を得た後に着手することとなっているわけです。そういった意味で、昨日も私一般質問でしましたけれども、地権者の同意がまだ得られてないと。建設部長は橋の工事と道路を分けて、今回は橋の工事であって道路工事は別だと、こういう認識ですけれども、今回の工事というのは橋の工事と道路と一体でやっとな機能するものなわけですから、橋は架けたけども道路の関係工事に入ろうとしたとき地権者の同意がなくて道路工事ができなければですよ、この橋は何の意味もないわけですよ。そういう意味では、ちゃんと事前に地権者の同意が必要ではないかと、私は思うわけですが、それについて見解をお尋ねしたいと。2点目は、その地権者の交渉において、同



意が得られなかったとき、まだこれから交渉するわけですから、どういう理由で、この道路は橋のところで最高1.5メートル、全部で百六、七十メートル、地権者の方が8名おられるということですが、この8名の地権者のうち1人でもですよ、自分の持っている物件の前の道路が高く上げるということについては、きちっとした補償をしていただきたい。これは当然出てくる話ですけども、その補償内容次第では嫌だと、同意しないという可能性があるわけですよ。何でここへ持ってくるのかと、畝橋の架替えというんだったら、元の畝橋のところで架け替えりゃいいじゃないかと、何でここへ架け替える必要があるんだと。こういうことで反対が出る可能性があるわけですよ。そういう反対が出たときはどうされるんですか。補償だけで問題が片づくかどうか、どういう方針なのか、その2点をお尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず1点目、橋と道路というのは別事業として考えております。今回は橋のほう、工事をさせていただくようお願いをしておるところでございますが、道路についても、今現在、地権者の方とお話をさせていただくことを継続しておるんですけども、橋が完成するまでの間に、その道路の関係者の方にも御説明をして、同意をいただけるように最善の努力を尽くしていきたいと考えております。2点目、先ほど申し上げました、8名と昨日は申し上げたんですけども、7筆が正しい状況でございます。そこは今の段階で訂正をさせていただきます。7筆のうち、今おっしゃられたように、道路が高くなるのは、橋に一番近い方が高低差が1.4メートル程度できるということになるんですけども、両サイドに行くにしたがって、その高低差は徐々に解消されることになるんですけども、こちらの方についても工事までに用地取得の契約に同意いただけるように、これから精いっぱい頑張っていきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）それは当然の話ですよ。道路着手しようとしたら、ね、けども、それがまとまるかどうか分からんでしょうと言っているんですよ。まとまらなかったらどうなります。地権者があくまでですよ、畝橋の架替えなんだから100メートル上流に架ける必要ないだろうと、畝橋のところ架け替えりゃいいじゃないかと、何でうち、そんな迷惑被らないかんのだと。こういうことであくまでも突っぱねられたら、おたくらが幾ら努力したって交渉がまとまらないケースがありますよと。そのときには、まとまらなければ畝橋の架替えが目的なんだから、場合によっては、その目的を達成するためにはそ

の地権者の主張どおり、畝橋のところへ架け替える必要が出てくる可能性がありますよ。そのときに、もう工事に着手していたら、その話に乗れないでしょう。もう工事着手してしまって、今の計画では橋が7、8、9年度、これから3年半の間に交渉をまとめるというけれども、その間、工事どんどん進んでしまって、いよいよまとまらなかったら、元のところへ架けるって、もうどんどん工事、11億4,000万かけて工事が終わっている。その頃になって、道路の地権者が同意しませんとなったらどうするんですかという話よ。だから、そういうことがあるから、マニュアルなんかでも工事着工前にきちっと地権者の同意を求めなさいと。国でも県でもちゃんとやっとするじゃないですか、工事着工前に。やってないのは海田町だけです。だから、さっきの前田議員なんかの質疑でもあったでしょう。主権者の同意を得ないで仮設道か何か知らんけども、着工してえらい怒つとると、もう知らんと言っている。何か、さっきの話ではやっとな昨日ぎりぎり前田議員の答弁に間に合うように印鑑もらったらしいけどもですね。私も5月の時点から聞いていますよ。そういう事態になったときに、今回は、判、もろうたらしいけども、いよいよもらえなかったらどうするんですか。ずっと永久にですよ、橋供用できませんよ、架けただけで。だから、そういうことがあるから、きちっと着工前に同意をしないと、これが原則ですよ。何でそれやらないんですか、計画どおり。これ認定出してくるんなら、ちゃんと7名の同意書を出してください。そこで出るまで私はこの認定には反対しますよ。当然の話じゃないですか。あなたたちは同意に努めます言うけども、それ担保されています、同意いただけることが。3年半の間に。担保されていないじゃないですか。だって、その7名の方、昨日の話では何かビルを持つとる1人の人には話したと言うけど、ほかの人にはまだその道路がかさ上げするとかいう話してないでしょう。個別にですよ。あなたのところは、今の部長の話で、1.5メートル、末端のほうへ行くと、あなたのところは20センチ、30センチとか、具体の話をしてないじゃないですか。だから、同意が得られるかどうか分かったもんじゃないではないですか。昨日も、だから、その補償はどうするんだと、どういう考え方でやるんだと言うと、まだ決まっていじゃないですか。側道なのか、道路とその段差をどう埋めるんだ、階段で埋めるのか、スロープで埋めるのか、それともその物件を丸ごとかさ上げするのか。地権者がそれを要求したら大変なことになりますよ。物件を全部かさ上げしようと思ったら、建っている建物を全部壊して土地をかさ上げして、また、そこに建物を建てなきゃいけない。ほとんど正面は今のローソン、ちょっとあれを出すとまずいから、ですけども、道

路からこんなスロープなんかで入る話でまとまるわけじゃないじゃないですか。スロープで下りてきたら、今度はその道路1.4メートルぐらい上がらないといけない。坂上がってからですよ。そんなところへ誰がお客さん来ますか。来ないでしょう。だから、ローソンなんか要求しますよ。ちゃんと建物を解体して、土地を、物件をかさ上げして、再度建物を建てると。そして、その工事の間の休業補償も求められますよ。そういう具体的話ができてないんだから、どうなるか分かりませんよ。それはまずいんじゃないかと言っているんですよ。だから、事前にそういう話をすれば、莫大なそういう補償費がかかるんなら、今のところを諦めて畝橋を今の現在のところ架け替えりゃいいじゃないですか。どれだけかかるか分からん話ですよ。こんな無責任な、町の財源の無駄遣いになりますよ。それ、どうなんですか。そんなリスクを冒してやるんですか、町長。事前にやったら、どれだけ、交渉すれば、どれだけ補償費がかかるか分かるわけですよ。それだったらもうかかり過ぎるから畝橋のところへ架け替えると。そらあね、今の今回のここのやりや、十字路で便利になるかもしれんけども、その便利になるどころの問題じゃないでしょう。莫大な補償費用がかかってくる。もう逃げ道がなくなりますよ、着工してしまったら。そこがまずいと言っているんですよ。相当なリスクをかぶることになるから。だから、事前に何でできないんだと、その交渉が。その交渉次第では、今言ったように、畝橋、そこで架け替えたほうがよっぽど地権者も喜ぶし、町の持ち出しも少なくて済むじゃないですか。おかしくないですか、こんな工事手順。そういうことがあるから、国や県なんかでも、工事着工前に、何回も言うけども、ちゃんと地権者の同意を得て着工しているんですよ。ほんで、地権者との交渉の中で、そういう変更が出たら、それを織り込んで着工する。そのために事前の同意を得るんですよ、地権者の。ちゃんと答弁してください。こんな、認定だいつてから出してきて、なし崩し的にやるということは認められませんよ。当然じゃないですか。こんなものを認めるぐらいだったら、私バッジ外しますよ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず、今の畝橋のところで架け替えればいいのかというお話からお答えさせていただこうと思うんですけども、昨日もありましたように、その交差点自体は十字になるのが一番安全ですので、今の新畝橋の位置が最も適切であるというふうには考えておるんですけども、もう一方で、昨日もお話ししたように、これは都市計画道路です。昭和39年に町内のネットワークを考える上で、一番理想的な位置とい

うことで定まったものです。それは住民説明会も経て、公告縦覧をして、広く町民の皆様にお知らせをさせていただいておるものでございます。事業を実施する前に地権者全員の同意を得るべきというお話ですけれども、確かにそれができれば一番いいと思います。しかしながら、現実問題といたしまして、今まで海田町が整備してきた都市計画道路であります中店小学校線、新開蟹原線、これらは全て認可を取って事業に着手した後に用地交渉に入っているという状況です。ですので、必ずしもその同意が必要というわけではございません。昨日、下岡議員がおっしゃられたように、東広バイパスで買収に協力しない人がおったと。最終的には収用法を適用して収用したというお話もありましたが、都市計画道路として認可を取るということは、収用法の認可を取るというのと同様でございますので、要は、この道路が必要だということを、町、そして住民の皆様にお知らせした上で整備する道路というふうな位置付けだと私は考えております。したがって、今回の道路というのは、将来的に必要であるということで今回着手をさせていただきます。用地の取得については、こちらについては相手方もあることですので、最大限努力をして、事業に御協力いただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 用地の取得だけの問題じゃないでしょうかと言っているんですよ。土地をかき上げるわけだから、その同意が要るんじゃないですかと。その同意が要らなくていいんだったら、いや、あなたたちやったらいいんですよ。ほんなら、地権者は工事差止めするから裁判になりますよ。そして、公益とこの地権者の財産、憲法に認められた財産権の制限、どちらが大事かと判断しますよ。そういうところまで行きますよ。そして、公益のほうが大きいと認められるかどうか分かりませんよ。代わりに、今言うように畝橋で代用できるわけだから、それを検討したのかどうなのか、これで十分じゃないかと、なる可能性があるわけですよ。そうしたときには、海田町、負けますよ。そういうリスクを負ってまでやる気があるんですか。これ、町長の決断ですよ。町長、訴訟リスクまでありますよ、はっきり言うて。だから、何回も言っているじゃないですか。何で事前にその交渉をしないんですかと。都市計画法に基づく道路だから、こんなもんもういいんだと。でも、さっき言うたように、都市計画法の手順書ではそうになっていますよと。事業認可取得後に地権者の同意を得て着工すると。地権者の同意がないじゃないですか。それが常識というか、当たり前というか、手順としてやるべきことなんじゃないです。

その手順を尽くさないでやったとなったら、裁判になったって負けますよ。工事着工した後、そういう地権者の同意を求めてきて、どうなんですか、もう一回やってください。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今の畝橋でいいじゃないかというお話が最初出たんですけども、それでは足りない、今の幅員では足りないということもあって、新畝橋の都市計画として決定をさせていただいておりますし、先日、都計変更もさせていただいておりますので、今の畝橋のところで代替機能があるというふうには考えておりません。用地の補償の考え方ですけども、こちらについては、やはり補償基準という考え方がございまして、その基準にのっとって、機能回復を図るという上で必要な補償金というのを御提示させていただくんですけども、その補償内容に納得がいけないということは当然考えられますが、それは一般的に、どう言えばいいですかね、通常考えられる損失に対する補償金に対して同意を得られない場合は、相手がそれ以上の過度の要求をされるケースも当然想定としてはあるんですけども、そうなった場合には、やはり第三者による仲裁というのが出てくるかと思っておりますけれども、我々はあくまでもその補償基準にのっとった基準の額を提示して事業に協力していただけるように最大限努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）あなた方の説明がそりゃ悪いよ。あなた方の勝手に、この事業というもんができるもんじゃないよ。分かっちゃるん。あんた方の言い方は、自分らが勝手に自分らのあれを、立場を言うんよ。はっきり言うがね、143号の橋の、県は今の古い橋で悪いとは言わんかったで。何かの改善が、高さでも改善があったら、県はええ言うたんで。それ、あんたらが反対して、土留めが7メートルから何ぼ、15メートルか、5メートルか、あんたらが勝手にそういう言い訳をつくって、あんたらが勝手に架けたんで、議案で出して、皆分からんから、賛成多数で。それも1票か2票の差で。今付けたあんな大きな橋要るまあ。計画立てて何年かかるん。ええ、全然、橋そのものを造るのに、住民の意見を全然聞いちょらんじゃない。新畝橋もそうじゃろう。あんたらが勝手にええような言い訳してよ。何様じゃ思うちょるん。議会を愚ろうしちよるよ。十何年前からあそこに橋架けてくれ言うちょるんで。それを無視してよ、投げとってよ、都市計画法によっていうて、橋の計画あんた方が、はっきり言うで、あんたらが勝手に設計して、きれいな橋の格好つけて、何年前か知らんよう、こういう橋を架けました、予算を認め

てください言うけえ、設計の予算を認めたんよ。の。認めたんよ。ほいたら、設計して、  
わしらにその設計を、できる前に国土交通省へ行って、こういう橋を架けたいんじゃが  
予算をくださいいうて、あんたらが勝手に行っちゃるんで。どこかの前の前の町長と一  
緒よ。あんたら予算通したじゃないか。予算通したらこういういい橋が付けますいうて、  
あの写真見したろうが。写真、こんだけのいい橋があそこにつくんなら、じゃ、設計だ  
けあれしようやいうて、ほしたら、設計やこういう設計ができました、説明して、でき  
んうちによ、橋をこもうしてよ、国土交通省持って行ってよ、予算がつきましたけえ。  
ほいで、わし反対した、あんたら愚ろうしちよるじゃないか言うたよ。ほいたら、予算  
がついたのを、それを流すわけにいかんけ、どうにか賛成してくれんでしょうかいいうて、  
あんた、部長と一緒に来たじゃないか。部長と一緒に来たじゃないか。嘘じゃなかるう  
が。嘘言うんなら嘘はええよ。

○議長（桑原） 崎本さん、標準語で話してください。標準語で、もっと優しく。

○13番（崎本） そうじゃけん、腹が立つじゃろうが、自分らが勝手に議会を愚ろうして  
よ。自分が何か言いなりに、それがいけんちゅうのよ。国土交通省から付いた予算を流  
さにゃいけん。今度、流れた予算取るのに10年も何ぼもかかるけえ、あなた方が泣き言  
言うたじゃないか。ほいじゃけん、議長、腹が立つんよ。ほじゃけ、10年も放ったらか  
したら町民方が迷惑じゃけ、この度、きちっと説明してきちっとした橋を付けようやい  
うて、議会は賛成してあげたんよ。そういう、議会在承認したからいうて、好き勝手な  
ことやったら駄目よ。そうでしょうが。あんたらね、その場その場限りで逃げるんよ。  
ほんまよ、わしも今腹が立って、何よ、さっきの答弁は。はあ昨日行って断りいうて、  
承諾して判子もらいましたいうて、泣き言を言うて判子をもろうちよるよ、そりゃ。分  
かつちよるよ、そのぐらい。それをね、議会を愚ろうして、いかにもまともなように、  
あんたらが勝手に言うから、うん。今日の帰りに、あんたあ判子押したかいいうて聞くよ。  
ほいたら、頭下げて断りに来られたけえしょうがなかった言うかもわからんよの。そう  
いうことで、議長、議会を愚ろうせんと、議会も10年前からのあの橋が必要じゃ言うち  
よるんじゃけ、自分らが都市計画で、今必要じゃいうて、あんたらが決めたんじゃない  
でしょうが。議会からそういう提案があったから、わしがやった後、前田さんも2回も  
3回もやっちゃるよ。あなた方が勝手に決めちよるんじゃないんじゃけえ、議会の要望  
もあるんじゃから。何で、そういう言葉一つ出さんのよ。あなた方が勝手に決めた、あ  
んたらが勝手に、今まで言い訳通して、この前じゃないが、副町長じゃないがの、予算

通したじゃないかいうて。予算通したが真剣にやっってくださいいうて付けちよるじゃないか。議長と私が反対したら、もう10年も経ってまたあれじゃけ、困るけん、議会はこうこうこれでしょうやいうて、皆さんに同意を得て、そこまでわしは考えちよるんよ。そこら分かるんか。町長どうかい、そこまでわし考えてやりよるのに。偉そうに偉そうに言うんじゃが、災害えん堤の分でも、国交省に何回も何回も言うんよ。予算取ってきて、全面的に協力しますし、わしも土地いっぱい出して、どうぞどうぞ使うてくださいうて、やって初めてできちよるんよ。そういうことを知っちゃろうが。そういうこともこの隅のほうに置いといて物事を言うてくれや。どうかいそれ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）私のちょっと発言に配慮がなかったということはおわびを申し上げます。この新畝橋は崎本議員がおっしゃられるように、崎本議員や前田議員が一般質問で早期整備というのを今まで質問で出してきていただいております。したがって、繰返しになりますが、この橋は町にとって、議員の皆様の思いも含めて必要な橋だと思っておりますので、どうぞ整備に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）地権者の方の同意はもう得られとるんですか。私は質問しよるわけじゃなくて、今の話の中で皆さんが今心配しとる中で、その心配はあるんですか、ないんですか。どうぞ。

○建設部長（木村）地権者さんの同意といいますか、最終的には用地を取得させていただかなければなりませんので、今の時点では個別にお話をさせていただいている方、あと、都市計画変更のときの説明会にお越しいただいている方については、どういう道路の高さになるよというのは、概略で説明をさせていただいております。今時点では、事業に反対という方はいらっしゃらないんですけれども、個別の補償の内容になった際には、やはり厳しいお言葉をいただくことも考えられますが、町としては必要な橋だというふうに思っておりますので、熱意を持って御協力いただけるように最大限努力してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）それではほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。反対討論から。下岡議員。

○ 9 番（下岡） 認定に反対の立場から討論いたします。手続的に非常に問題がある。何が問題かという、着工前に地権者の同意を得ると、これは当然のことです。これを、同意を得ないでやって、途中で同意は得られないとなったときには、永久にこの橋は供用開始できませんよ。それを回避しようと思ったらどうするか、ほかの手段を用いるしかない。そのほかの手段というのは、誰も、今の現在の畝橋のところへ架け替えるのが望ましいとは思っていませんよ。だけど、事前の策としてはそれしかないでしょうと言っているんですよ。早期に今の畝橋の架け替えをやろうと思ったら、地権者の同意が得られなければ、10年でも20年でもかかりますよ。それ、早期解決するためには、今のところに架け替えるしか手段がないと。そうしたときに、既に先に着工してしまったら、その手段さえ奪われてしまうわけじゃないですか。もう着工しているんだから。これ一直線でそれをやるしかないわけですから。そのことを申し上げているわけですよ。必ず3年以内に地権者の同意が得られるという保証があるんなら、私も賛成しますよ。だけど、その保証というのはないから反対しているわけですよ。だから、先に同意を得るべきだと、同意を得て着工すべきだと申し上げているわけで、以上で反対の理由いたします。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。宗像議員。

○ 10 番（宗像） 10番、宗像でございます。賛成の立場から討論させていただきます。先ほど、崎本議員、10年前から何度か前田議員とされた。私も10年、議員になってから3回ほど要望してまいりました。やっとここまでできるようになりました。だから、早くやっていただきたいのは当然でございます。それから、もう1点、この事業は都市計画事業でございます。都市計画事業を行う以上、新たに今のところに橋を架け直しをしようとするれば、広島県は当然反対してまいります。許可を下ろしてまいりません。現在のところに橋を架けるしか現状ではございません。もっと離れた別のところに築造するんであれば別でございます。次に、都市計画道路と申しました。都市計画道路というのは、都市計画決定の段階で、既に、橋は架ける、それから道路は拓げていく、こういうものを既に住民説明会を開いて説明している案件でございます。併せて、この度は短区間ではございますけれども、事業認可を申請しております。この都市計画法に基づく事業認可を申請しております。この事業認可を申請したということは、都市収用法に基づく収用権も付与される案件でございます。当然、この時点において、これは言葉が過ぎるかもわかりませんが、地権者の同意ではなくて都市計画法が先に優先される案件でござ



ざいます。確かにおっしゃられるとおり、トラブルを減らすためには、事前に下岡議員がおっしゃられるような協議を行うのがベターではございますけども、あえてそこまでの必要性は、都市計画法は求めておりません。なおかつ、これは崎本議員の質問にもございましたように、今、これをやめれば何年先になるか、しばらく国からの補助金が付かなくなってまいります。今しかチャンスがないと、私は思っております。以上のことから賛成の討論をいたしました。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。崎本議員。反対討論。

○13番（崎本）私は反対の立場で、今の宗像君の賛成討論に反対いたします。皆さんの説明を得て都市計画道路を決定したと言われますが、その前に、町単独で設計して、国土交通省へ行って予算もろうて、その予算が議会で通らんから都市計画決定したんで。物事を順序よくやったらスムーズに済んじゃるんよ。都市計画がどんだけ大事なもんか。その計画が済んで、予算を取ってから慌てて都市計画決定したんで。それ、皆さん御存じじゃろう。違うんじゃない、あんた、そういう都市計画決定したときに建設の委員長やけん、2人からやってから賛成したじゃないか。

○議長（桑原）討論をやってください。

○13番（崎本）ほじゃから、物には順序があるんじゃないから、もうちょっと賛成討論するんじゃないたら、そこらをしっかりとやってくださいと、一言言うて、やっぱり賛成せにゃ、やっぱり、先々に走ったのに何が何でも都市計画決定したから賛成します。都市計画決定はどれだけ大事なもんか、皆さん分かっちゃるから、それを先にやって、言い訳がつかんようにきちっとやってから物事やったら、何も文句出ませんよ。そこらのけじめをきちっとして、物事をやってください。以上で反対討論を終わります。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第38号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第38号議案は提案どおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第39号議案、町道路線の認定についてを議題といたします。町

長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第39号議案、町道の路線の認定について。宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）それでは、第39号議案、町道の路線の認定について御説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。この度は道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を認定することについて議決をお願いするものでございます。提案の理由は宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。次に、資料3の町道路線認定箇所図をお願いいたします。1ページを御覧ください。左側が町道351号線の認定区間図になります。今回は赤色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。次に、ページ右側を御覧ください。新たに認定する区間の位置図になります。赤色で示した区間を認定するものでございますが、起点側の町道6号線から三迫川を橋で横断し、町道111号線に接続する箇所を終点として認定をお願いするものでございます。次に、2ページを御覧ください。断面図になります。最大幅員分のAA'断面は起点付近で橋りょう部分の隅切りがあるため、幅員は14.1メートルとなります。また、断面図左側の橋の下流側には水道管が添架されています。次に、BB'断面は道路部の標準的断面で幅員が6メートルとなります。水道管及び下水道污水管の位置につきましては記載のとおりです。次に、3ページを御覧ください。町道352号線の認定区間図になります。左側の赤色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。次に、ページ右側を御覧ください。新たに認定する区間の位置図になります。赤色で示した区間を認定するものでございますが、起点側は、先ほど説明いたしました町道351号線との接続部で、終点の回転広場の箇所までの区間の認定をお願いするものでございます。次に、4ページを御覧ください。断面図になります。最大幅員のCC'断面は起点側の隅切り部分で幅員は9.5メートルとなります。次に、DD'断面は終点側の回転広場の箇所で、幅員が8.5メートルとなります。水道管及び下水道管につきましても、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。町道111号が途中から路線の位置が変わっておるんです

ね。それで、前回、全協でそのことを指摘したら、別に資料として送付されてきました。いわゆる町道、公道について、勝手に位置を変更するのに、法的根拠、これは道路法によって決まってくるのか、それとも、町が交渉してやったのか。併せて、今、町道6号まで行く道路にクランクみたいなのとるんですね。傘差してちょうど通れるぐらいの町道が残っているんですよ。これはどうなとるのか。今の赤いところでこれは分かるんですよ。今までの通った道路が変わってきて、その位置が通ることが難しいようなところが私的に使われる可能性が大というように思うんですが、その辺の道路管理者としてどう管理して、どうしてこんなことになるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）まず、町道111号線、クランク状の形になった経緯でございますが、まず、ここの地区の開発、これは都市計画法に基づく開発行為でございますが、その中の協議の中で道路管理者である町、それから地元の方の御意見等々協議した中で、こういう形にさせていただいたものでございます。今の道路の性質としましては、町道111号線として残りますので、道路法による管理に基づきまして、町のほうが適切に管理をしてまいるものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、位置が変わってきた、まっすぐだったのがこうなってきたおるんですね。そうすると、等価交換で問題を解決しとるのか、それとも割合というんか、これで金額によってその位置を決めてきたのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）おっしゃられるように、今のもともとの道路部分を現在新たにクランク状の形として付け替えさせていただいております。このほか、里道とか水路等もございましたので、それらの付け替えたもとの面積とその後の面積、これによりまして、この部分は町のほうに寄附というか帰属するよということで、都市計画法の協議の中で進みまして、登記のほう、法務局のほうに町の道路として登記をさせていただいた。要するに、もともとあった分と同程度のものを、今の開発の道路の中で交換した形になっております。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今の件がちょっとよく理解できんですが、いわゆる認定道路だから、一応、形としては廃止なら廃止手続きをして、それで、今度新しい

315、12、共用なら共用部分として111を新たに認定すべきじゃないのかと。何か協議の上でそのままやりましたよ。どうでもいいよ、いいかげんなことで認定しましたよ。これ、あんたらが決めとるので、町道は、議会が認定して111号いうて指定しとるわけだから、351と共用するんならこの部分は何平米共用だよ、そういうふうに認定すべき道路のはずなんだけど、その辺はどうなのか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）前回、5月の全協のときにも御質問があったと思われていますが、こちらの町道111号線につきましては、そもそも町道の認定、議会の議決をいただくものにつきましては、起点と終点と路線についてでございます。起点と終点、この度変わりますので、その位置の変更ということで、告示、この町道認定後に合わせて位置の変更として告示をさせていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今の説明、起点終点が変わらんという、本来はこれ1本のまっすぐな道であったと記憶しとるんですが、これでいくと、いわゆるクランクになつとるいうか起点終点が変わつとるように思うんだけど、確か起点は変わってないと思うが、途中のルートが違ふとるはずなんよ。そうすると、何番地を通過してどうこうということになると、先ほども言いました、認定だからそれを認定し直す必要があるんじゃないか。ただ、業者との協議だけで全て解決するんかどうか、ちょっとその2点ほどお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）先ほど申し上げましたように、この町道111号線の起点につきましては、町道6号線と接続するところ、その後ずっと図面という右側のほうからずっと行ったところに終点ございますので、起点終点については変更がございません。したがって、この度につきましては、位置の変更を告示ですという形になるものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。第39号議案につい

て原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第4、第40号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第40号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。内容につきましては担当者より説明させます。

○議長(桑原) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(岩本) それでは、第40号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての御説明をいたします。議案書の9ページをお願いいたします。資料4の規約の概要、資料5の新旧対照表を提出しております。内容につきましては、資料4の規約の概要で御説明いたします。初めに、1の要旨でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日から被保険者証及び被保険者資格証明書が廃止されるため、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。2の内容につきましては、現行の被保険者証及び被保険者資格証明書の廃止に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約に定める関係市町が行う事務のうち、被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し及び返還の受付に関する事務を、資格確認書等の引渡し及び返還の受付に改めるものでございます。3の施行期日は令和6年12月2日でございます。以上で説明を終わります。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番(佐中) 15番、佐中です。資料4の内容について、最後のほうに資格確認書等引渡し及び返還の受付に改めるということは、どういう意味なのか、ちょっと分かりにくいんですよ。これを私なりに今考えてみるのに、マイナンバーを取得して、そして後期高齢者のこういう意向というんか、ひも付け、これはどのようにやっていくのか。まず、

聞きたいのは、今、決算では今年の3月31日で2万5,485人がマイナンバーを取得して、82.8パーセント。そのうち75歳以上は今何人で何パーセントか、お尋ねします。これが一つ。二つ目には、ひも付ける方法、これはどういう方法でひも付けるのか。ここの窓口ですのか、コンビニみたいなところですか、これは、どのようにやってひも付けるのか。三つ目は、マイナ保険証、資格確認書と現行保険証とは同じ扱いをするのかどうか、お尋ねします。マイナ保険証、断ったら不利益が発生するのかどうか。今の説明では令和6年12月2日からということで、1年はこれが通用するけども、最終は5年間、これが大体見込まれておるわけです。その間に滞納があったり、あるいは資格証明書であるとか、いろんな、払いたくても払えんだけよ。これらの扱いはどうなるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）マイナ保険証を持っていない方につきましては、資格確認書が申請なしで交付されますので、そちらを使っていただくこととなります。それと、有効期限につきましては広域連合で設定することとなっております、こちらは当分の間、毎年1度、8月に一斉交付されることとなっております。また。

○議長（桑原）不利益は講じるのか。

○長寿保険課長（岩本）不利益は講じません。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）マイナンバーカードと健康保険証のひも付けについてでございますが、市町村の役場の窓口でもできますし、医療機関の窓口、端末があるところであればできることとなっております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）一番問題になるのは、今、八十何パーセントが取得しているよね。そのうちの75歳以上、取得してない人が多いと思うんですよ。これらが証明書で通用する、これが1年間、その間、また延びたら5年間まではいいいけども、5年過ぎたらもうこの制度がまた変わってくるという、こういう方針を掲げとる、政府は。だから、私はマイナンバーカードを作っておりません。今の保険証を持てますけども、これでずっと通用するのかどうか。差別的な問題は、今ないと言われましたけども、法律によって、また変わってくる、こういうことがこの制度をきっかけに出てくるというように思うんですが、これはどうなんかな、お尋ねします。

○議長（桑原） 1点、先ほど、75歳以上の方のパーセンテージ、これ、答弁漏れがあるので、これも一緒にやってください。長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） 保持率については把握できておりません。それから、繰返しになりますけれども、現行の被保険者証に代わる資格確認書の有効期間につきましては、各広域連合で設定することとなっておりまして、広域連合に確認したところ、当分の間、毎年1度、8月に一斉交付する。いつまで交付するかについては、現時点では決まっていないということでございます。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） マイナンバーカードと資格確認書、資格情報のお知らせというのが出てくるんですよね。高齢者でなかなか判断ができない状況にある人が、同等と同じように考えて、もう分からんようになってしまうことが出てくると思うんですよ。資格確認書と資格情報は違うんだということを徹底しなければ、混乱が起きて窓口で100パーセント医療費を払うことになるんですが、これはどうなんかな、お尋ねします。

○議長（桑原） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） 資格情報のお知らせと資格確認書の違いについては、広域連合においても周知をされておりますし、これからも周知を行います。その辺は混乱のないように幅広く周知してまいります。

○議長（桑原） ほかにございますか。宗像議員。

○10番（宗像） すいません、全く分からないので、これ、いっぱい資料を付けられとんですが、まず第4条の別表となっておりますが、第4条とは何の条文なんですか。ここ、皆さん分かりましたか、第4条って何の条文か。中身、ちょっと説明していただきたいのと、それともう1点。ここでおっしゃっている資格確認書等に改めるということは、これの中にマイナンバーそのものも含んだ状態、これと、さっき言った新しくできる確認書、その二つを合わせたものとしてこれは等になるとるんかどうか。

○議長（桑原） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） 資格確認書等とは、資格確認書と資格情報のお知らせのことでございます。それと、資格確認書に記載される内容として、氏名、性別、生年月日、被保険者番号、保険者番号、保険者名など、必須記載事項が決まっております、そちらが記載される事項でございます。

○議長（桑原） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）第4条というのは、広域連合の処理する事務の内容について書いてございまして、その別表が第4条関係で被保険者の被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡しと返還の事務となっております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論、反対討論から。佐中議員、どうぞ。

○15番（佐中）第40号、広島県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について、反対討論いたします。後期高齢者医療広域連合規約の変更については、マイナ保険証を強行し、これまでの保険証を今年12月2日から廃止するという国の方針に基づいて、後期高齢者医療制度にも具体化するというマイナンバーカードの取得を強制するというものにならざることに反対をいたします。最近のニュースでは出生届と申請と一体化する押し付ける方針も出しております。これまで国が取得を呼びかけてきたマイナンバーカードはトラブルだらけです。個人の情報が登録されるミスなど次々と明らかになっております。プライバシーは守られるなどと安心をPRして国民に取得を呼びかけてきたにもかかわらず、なぜこんな事態が起きているのか。マイナンバーと各種ひも付けることで、国の給付金などの受け取る公金受取口座に本人でない家族名義と合わせて、今回およそ13万件の本人名義でない口座の登録が明らかになった。公金受取口座ではデジタル庁がマイナンバーと口座の名義を照合できるように、2025年6月までのマイナンバーに関する改正法の施行に合わせて、新システムの改修を行おうとしております。デジタル庁は公金受取口座の登録に当たって、本人の名義しか認めないことを周知してきたと言いますが、金融機関の口座を持たない子どもの代わりに親が自分の口座を登録するケースなどが相次いだと見られております。今回のマイナ保険証の利用については、厚生省が新たにマイナ保険証の利益拡大のために医療機関と薬局に支援金を設けておりますが、更にその上限を倍増するなど躍起になっております。しかし、これまでの保険証を今年12月2日から廃止し、資格確認書を発行することの方針を変えようとしておりません。国民から医療機関などの批判の声は広がっており、こうした方針をやめるよう反対をいたします。以上で討論を終わります。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。賛成の立場から討論いたします。今回の改正は、保険



証等がマイナンバーに変わる、反対者のおっしゃられたとおりでございます。しかしながら、ここでこの文言を改正しないと、マイナンバーを持っておられない方、この方については資格確認書が頂けない以上、10割負担を強いられます。資格確認書を後期広域連合が発行することができなくなるために、10割負担をして申請をしなきゃならん、要らん手続きが必要になってまいります。単純に受給者の方を考えて、この改正は必要な案件であると、賛成の討論をいたします。皆さん、賛同のほうよろしく願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第40号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第41号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第41号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証等が廃止されることから、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第41号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。併せて、資料6、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要及び資料7、海田町国民健康保険条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料6、条例の概要で御説明いたします。1、要旨について。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日から被保険者証等が廃止されるため、所要の改正を行うものです。2、改正内容について。現行の国民健康保険法では、市町村は特別の事情がなく保険料を滞納している世帯主に

対し、被保険者証の返還を求めることができるとされており、また、条例でこの求めに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する規定を設けることができるとされています。海田町国民健康保険条例では、法に基づき罰則を規定していますが、今回の法改正で、当該部分が法から削除されるため、同様の改正を行うものでございます。3、施行期日は、被保険者証等の廃止と同日の令和6年12月2日です。4、その他、引用条項の整理を行います。5、被保険者証等の廃止後についてでございますが、保険者はマイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方、つまり、マイナ保険証を持っていない方が、必要な保険診療等を受けられるよう、資格確認書を交付することとされています。また、国民健康保険法施行規則に保険料を滞納している世帯主に対し、資格確認書の返還を求める旨の規定が設けられる予定となっております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第42号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第42号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について。将来にわたって持続的かつ安定的な児童クラブ運営を行うため、児童クラブ保護者負担金の改定を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせていただきます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）それでは、第42号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正す

る条例の制定について御説明いたします。議案書の11ページ、それから、資料8の条例の概要及び資料9の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料8の条例の概要で説明させていただきます。改正の要旨でございますが、児童クラブの保護者負担金の改定を行うものでございます。その改定の内容でございますが、現在、児童1人につき月額1,000円としている保護者負担金を月額3,000円に改定し、長期休業期間が属する月のうち、8月は3,000円、その他の月は1,000円を加算いたします。また、長期休業期間のみの利用者につきましては、夏季休業期間は8,000円、冬季休業期間は4,000円、学年始め休業期間及び学年末休業期間は2,000円といたします。加えて、その他引用事項及び字句の整理を行うものでございます。施行期日は、令和7年4月1日とするものでございます。参考といたしまして、改正前と比較した一覧表を記載しております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はございませんか。玉川議員。

○5番（玉川）三つほど質問させていただきます。サービスの向上であったり、運営の維持をするために値上げするのは致し方ないのかなというふうに思うんですが、一律で上げられております。所得に応じたというところではなくて、一律で上げておられます。通年利用では約4倍弱で、休業期間利用だと4倍強の値上げになります。そこで、まず1点目、利用者への説明などはいつどのような形で行い、対応を求められたときにどのように対応されるのかということが1点目。二つ目、例えば、ひとり親世帯であったり、小さいお子様がたくさんいらっしゃる、なおかつ、お仕事に出られないとなかなか生活困窮をされているような世帯があると思います。そのような御家庭で減免を受けられていない世帯への対応はどのようにお考えなのでしょうか。3点目、もしその説明であったりこれからの運用の中で、やはり一番懸念するところは、このようなサポートではこの町に住めないと言われて出て行かれる方や、もっと最悪なパターンでは、どこにも相談できずに一家で亡くなられるというような最悪のケースにならないために、例えば、所得に応じた料金に変更するなど、何かその対策は考えられるのでしょうか。以上、3点お願いします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）先ほどの御質問があったまず1点目の利用者への説明なんですけれども、今回議決をいただきましたら、年内12月ぐらいをめどに広報紙なり何なりで一旦

お知らせはします。その後、1月に入ると、新規、新年度の児童クラブの御案内というのをいたしますので、その中で詳しく説明をさせてもらおうと思っております。2点目、減免への対応なんですけど、今生活保護世帯でありますとか町民税非課税世帯には免除を行っているんですけども、これは引き続き行っていきます。ただ、それ以外の減免というのは今のところ考えてはおりません。3番目、最悪どうにも利用できない世帯にこういった対応をしていくのかというところなんですけども、この児童クラブの事業も併せてですけども、そのほかのうちの福祉のサービスなどを総合的に他課と連携しまして、総合的にサポートして寄り添って、この人にはこういったことができるかねというのを提供して、対応していきたいと考えておるところです。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）先ほど課長のほうから保護者への説明はいつなのかというところで、定例的に12月に募集しますけれども、今回の改正は18年に改正してからかなり期間が経ってございますので、もう少し早い時期の説明をできるよう、関係各署と調整した上で、説明をしたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）説明会はなるべく早くにしていだけるということで、答弁漏れがあったのがあって、じゃ、そのときのいろいろな御意見が出たときの対応はというところの答弁漏れがあったのと、そこ1点、答弁漏れがありました。そこも併せてお願いします。で、ひとり親世帯であったり、生活困窮者で減免を受けてない方には、今のところ何も考えていらないということでありましたが、これについて、それこそいろいろな福祉のサービスなんかを御提案していただくなり、寄り添ったことをしていただきたいと思います。そこをお願いできるかというところ。最後、所得に応じた料金への変更などを含めてということをお願いしたんですけども、逆に言うと、もし当町で運用してみても駄目だった場合には、所得に応じた料金への変更等も検討していかないといけないんじゃないのかなというふうに思います。そこについて再度お願いできませんでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）まず、様々な意見への対応はということだと思うんですけども、基本的には今回の改正案、まだ施行まで7か月ぐらいありますので、しっかり説明させていただく、ここは前提となっていきます。恐らく急にこんなに上がるのかというふう

な声が出てこようかと思うんですけれども、丁寧に説明させていただいて、年間で4万4,000円となってきますので、ちょっと計画的に納付をお願いしますとか、そういったことになってくるかと思います。それと変更、料金を減免の制度なり、また価格を変更することを考えているかということだと思うんですけれども、現在提案させていただいた案は、執行部のほうでかなり詰めて考えた案ですので、当面はこれで頑張りたいと思っております。いろんな事情が今後出てくるかと思うんですけれども、一度、かなり詰めて考えましたので、これをなるべく維持してやっていきたいと考えておるところです。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）少し補足をさせてください。ひとり親の方であるとか生活困窮の方々につきましては、様々な制度がございますので、福祉保健部の窓口のほうで、ひとり親の方、それから生活困窮の方に対しましてはその家庭に応じた相談に応じることによって、生活に困ることがないように、またこの御利用が、控えることがないように、しっかりと話を伺う中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）しっかり対応していただく中で、相談窓口であつたりだとか、そのあたり、丁寧にやっていくというところを周知徹底していただくように、いろいろな手法を使ってやっていただきたいので、そのことと、もしやっぱりうまく運用が行かなかった場合の再検討というのはしっかり今後もやっていただきたいかなと思います。ここに固辞するのではなくて、現状を見ながらやっていくというようなところでお願いできますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この度の改正につきましては、運営費が非常に高くなっておる状況がございます。ただその中で、やはり開所時間をこれまでも延長したり、皆様方が夏休み等長期休暇の御利用も御希望される方が多い中、それも柔軟に対応することで待機児童を出さないということで、この度の改正に至っているところでございます。今後につきましても、皆様のニーズをしっかりと把握しながら、施設整備等もこれからも必要な部分もございますので、しっかりとその状況も踏まえながら、今後の運営についてもしっかりと検討していきたいと思っております。

○議長（桑原）ほかにございますか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。子育てしやすいまち、つくろう、新しい海田という形

で、町長は打って出て、町長に当選をいたしました。子育てしやすいというのは、一挙に1,000円から4,000円まで引き上げる、月々によって違いますけど、年間1万2,000円から4万4,000円に引き上げる、値上げをする。ものすごい負担が多いと思うんです。子育ての最大の要求は、経済的負担の軽減です。これが一番の大きな問題ですが、これに逆行しているこの提案については、執行部として、言っていることとすることが違うと思うんです。この付近調べたけど、広島市が5,000円というところがありますが、あとは全部2,000円とか3,000円とかやってるんです。もうこの付近で一番高いクラスになってくるんですが、それを、軽減をするためにスライド制とか、あるいは部分的に減額をするような方法はないのかあるのか、お尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） スライド制とは、例えば、所得ごとにとのお話かと思うんですけれども、ですね。うちが提供するサービスが皆さん一律ですので、生活保護世帯、それから町民税非課税世帯、こちらの方には免除いたしますけど、その他の方は一定としたいと思っております。それから、子育てしやすいまちづくりということで、この児童クラブにつきましても、例えば、開所時間を見ますと、海田町は他の市町に比べてかなり長い。平日でいうと19時までやっているんですけども、そういったところはほかにありませんので、そういったところも子育てに力を入れていきたいと思っておるところです。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） さっき言いましたように、最大の要求は経済的負担、これを軽減することです。第1子、第2子という家庭があった場合に、負担がものすごいかかってくる、これの減免は全く考えてないのか、お尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 先ほども申し上げたんですけども、サービスが一定である以上は、2子だから安くするというふうな考えは取っておりません。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 加えまして、今回検討するに当たりましては、利用者の利用状況も加味しております。利用者の1年生から特に2年生は約55パーセント。それから、3年生を加えますと約80パーセントの方が低学年となっております。その状況も加味しまして、皆さん一律にこの度の負担金のほうをお願いしたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）平成27年度から全生徒を対象にして事業をやっておいでですけども、この間、コロナもあったり、非常に働き方が変わってきた。しかも、物価高で非常に生活が苦しくなってきた。子どもにお金がものすごいかかるようになった。これを助けてやるのが行政ではないかというように思うんですが、全くそれは考えないで、1,000円から4,000円に引き上げるんかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）平成18年に負担金を設定いたしました児童クラブでございますが、これまでも説明しましたように、開所時間を延長しております。また、児童数に伴って施設の整備、また支援員の確保を行っているところです。また、コロナの時期も保護者のニーズに合わせて、学校とも連携しながら対応を行ってきたところでございます。今後につきましても、人件費や物件費の高騰の影響もありますが、このサービスを海田町としては継続をしたいと考えております。希望する皆様方に時期を問わず、長期休暇でも利用いただけるような対応を取っていく。これからまた増加するニーズに対応すること、また安全面に配慮して対応するためには施設整備も必要となってきます。このようなニーズに対応するため、国、県の財源をしっかりと活用しながら、利用される方々についても一定程度の御負担をこの度はお願いをし、今後、安定した児童クラブを安全に運営するために、この度の改正をお願いしたものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。石橋議員。

○3番（石橋）今、利用者の方をずっと言われておられますけれども、利用者が1か月休みます、半年休みますというような体制を取られたときに、早めに事前に報告があった場合のこの考え方は、利用金を取るとか取らないとかいうのはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）事前にこども課のほうに退会、そういった相談していただいて、1回退会という形を取っていただければ、その次の月はいかからないというふうなことになります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はございませんか。討論があるようなので討論を行います。まず、反対討論から。佐中議員。

○15番（佐中）第42号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について、条例案に反対をいたします。反対討論の全文は以下のとおりです。本議案は学童クラブの利用料をこれまでの年間1万2,000円を一挙に3.6倍引き上げて4万4,000円に値上げを行い、改悪するものです。子育て世代の最大の要求は経済的負担の軽減です。子どもを生み育てたいと思っても、安心して子どもを預け、働き続ける環境がなければ、結婚にも出産にも踏み出すことはできません。内閣府の調査では、希望する数まで子どもを産めない理由のトップは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるです。国民生活基礎調査では、生活が大変苦しい、やや苦しいと答えている人は、児童がいる世帯で7割にもなっております。現在、連続して物価高、各種保険料の値上げ、電気料金の値上げも加わり、子育て世帯の暮らしは苦しくなるばかりです。子育て世代への支援充実と負担軽減、義務教育の無償化こそ最優先すべきだというのに、更なる負担増はとんでもないことです。運営費が増加している理由は財政状況の厳しさとしておりますが、学童クラブは働く子育て世帯にとってなくてはならないところです。学童保育があることで親は安心して働くことができ、子どもは仲間の中で育つことができます。そして、社会は、労働力を確保し経済を発展させることができるのです。保護者の生活向上、子育ての経済的支援を強め、子どもの貧困の克服に議会としてもともに力を尽くすことを呼びかけて、本議案に反対し、討論を終わります。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。賛成の立場から討論いたします。平成18年から、平成18年確か初めて負担金を付けたように私記憶しております。それ以後、20年以上も全く上げてない。これだけのサービスを受ける以上は、当然の応分の負担をすべきと考え、この条例改正に賛成の立場から討論いたしました。皆さんの御賛同よろしく願います。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。賛成ですか、反対ですか。賛成討論を許します。玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。賛成の立場から討論させていただきます。この改正については心配な面もありましたが、いろいろ質問させていただきまして、それに対応してくださる、またしっかり総合的なサポートの面で考えてくださっているというようなお



話を受けましたので、住民の方には御負担となることもあるかと思いますが、どうしても安定的に安全にサービスを維持していくには致し方ないと思いました。ということで、私のほうも賛成の立場からの討論をさせていただきます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第42号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は15時40分。

~~~~~○~~~~~

午後3時32分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第7、第43号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第43号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。新たに設置する設備等の利用料金について規定するとともに、利用者の利便性の向上のため、施設の回数券又は定期券の発行ができるよう、所要の改正をするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第43号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての御説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。資料10の条例の概要、資料11の新旧対照表を提出しております。内容につきましては、資料10の条例の概要で御説明いたします。初めに、1の要旨でございますが、新設する更衣室内シャワー等の利用料金について定めるとともに、利便性向上を目的に施設利用に係る回数券及び定期券を発行することができるよう、所要の改正を行うものでございます。次に、2の改正の概要でございますが、1点目の更衣室内シャワー

及び会議室２の利用料金の規定につきましては、令和６年度末に完成予定の更衣室内シャワーについて利用料金を追加し、また、従前、貸館対象としていなかった旧ボランティア活動室を会議室２として規定し、貸館を開始するものでございます。利用料金は表に記載のとおり、更衣室内シャワーについては１人１回につき１００円で、１回当たりの利用可能時間は指定管理者と協議により決定することとし、会議室２については１時間までごとに５２０円とするものでございます。２点目の回数券又は定期券の発行につきましては、健康増進プール及び筋力向上トレーニングルームの回数券又は定期券の発行を希望する声が多く寄せられたことから、各施設の１回当たりの金額を基準として、規則で定める額の範囲内で指定管理者が町長の承認を受けた金額により、回数券又は定期券を発行することができる規定を追加するものでございます。表に記載のとおり、健康増進プールについては、現行でも回数券を発行することができる規定がございますので、定期券を発行することができる規定を新設し、筋力向上トレーニングルームについては、回数券及び定期券を発行することができる規定を新設するものでございます。３の施行期日は公布の日で、更衣室内シャワーに係る改正規定については工事完了後速やかに利用開始できるよう、町長が別に規則で定める日とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○１５番（佐中）新設で回数券を設定しておりますが、これに定期券を変えて新しく制度を設けました。中に、町長が別に規則で定めるという文章が入っておりますが、この規則の中に回数券を定期券に変えたら、プラスアルファとか有利である面があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）筋力向上トレーニングルームの回数券については、健康増進プールの回数券と同様のように、１割程度の割引をしたいというふうに考えておりますが、定期券につきましては、少しお得感が出るようなものにしたい。これから、それは詰めてまいります。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。第43号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第44号議案、海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第44号議案、海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第44号議案、海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明をいたします。議案書の16ページをお願いいたします。資料12の条例の概要、資料13の新旧対照表を提出しております。内容につきましては資料12の条例の概要で御説明いたします。初めに、1の要旨でございますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、2の改正の概要でございますが、(1)の人員配置基準の緩和につきましては、地域包括支援センターの職員配置基準について、人材の確保が困難となっている状況を踏まえ、従前の基準を原則とした上で、次のように緩和するよう省令の規定が改正されたことを受け、同様に条例を改正するものでございます。1点目は、センターに配置する保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員は、原則専従・常勤の者を配置することとされているところ、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、非常勤であっても複数人で専従・常勤の者と同様の勤務時間数を満たすことにより、配置基準を満たすものとするものでございます。2点目は、複数のセンターが存在する場合であって、運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認める場合には、複数のセンターを一つのセンターとみなした上で、原則の保健師

等の職員配置基準を適用するものとし、この場合において、各センターにおいては、保健師等の３職種のうち２職種以上を配置しなければならないとするものでございます。

（２）のその他につきましては、引用条項の整理を行うもので、３の施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。第44号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第９、第45号議案、令和６年度海田町一般会計補正予算第３号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第45号議案、令和６年度海田町一般会計補正予算第３号。この度の補正予算につきましては、福祉センター改修事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、第45号議案、令和６年度海田町一般会計補正予算第３号について御説明申し上げます。初めに、資料14の令和６年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、今回審議をお願いする補正予算のうち、職員の人件費にかかるものにつきましては、人事異動等により12月定例会での補正予算要求までに不足が見込まれるものについての増額でございます。また、役務費のうち通信運搬費の大部分につきましては、10月からの郵便料金値上げに伴う増額でございます。また、農林水産業費や土木費における箇所付けのない工事請負費や委託料につきましては、修繕箇所の増加等により不足が見込まれるものについての増額でございます。これらにつきましては、件数が多く繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させてい

たきます。

それでは、資料14の4ページ、5ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の事務用品管理事業につきましては、プリンターの廃止に伴う複写機印刷枚数の増により、事務機器借上料を増額するものでございます。同じページの下の行の出納事業の手数料等につきましては、児童手当支給対象の増加等により振込手数料が増となることに伴う増額でございます。財源といたしまして、国の子ども・子育て支援事業費補助金を活用いたします。その下の行の電算システム管理事業につきましては、システム標準化によりガバメントクラウド接続専用回線を増やすことに伴い、通信運搬費及び業務委託料を増額するものでございます。その下の行の交通安全施設整備事業につきましては、道路反射鏡の修繕箇所の増に伴い、施設修繕料を増額するものでございます。次に、6ページ、7ページをお願いいたします。総務費、戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業につきましては、戸籍に記載する予定の氏名のフリガナを通知するための機能を追加するシステム改修を行うことに伴い、業務委託料を増額するものでございます。財源といたしまして、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用いたします。概要資料といたしまして、資料15を併せて提出しております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費のシルバープラザ管理事業につきましては、シルバープラザのエレベーターの非常用バッテリー交換に伴い、施設修繕料を増額するものでございます。その下の行の福祉センター改修事業につきましては、経年劣化した健康増進プールのろ過装置等の取替工事及び健康増進プールの塗装工事の実施と利用者の利便性向上及び小学校水泳事業への対応のため、更衣室等の改修工事を実施するものでございます。また、備品としてロッカー等も購入いたします。財源といたしまして、地方債を活用いたします。概要資料として、資料16、また工事等箇所図として資料18を併せて提出してございます。同じページの一番下の行の乳幼児等医療費給付事業及び重度障害者医療費給付事業と、次のページに行きまして、12ページ、13ページのひとり親家庭等医療費給付事業の医療費助成システム改修業務委託料につきましては、今年12月から健康保険証が廃止されることに伴い、それぞれのシステム改修を行うことによる増額でございます。続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費の児童クラブ運営業務委託事業につきましては、児童クラブ運営業務事業者選定委員に対する謝金支払いに伴う講師等謝礼の増額でございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費の予防接種健康被害救済制度支給事業につきましては、予防接種事故に係る障害年金及び予防接種健康被害に係る医療費医療手当の増額でございます。財源といたしまして、県の予防接種事故対策費負担金及び国の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を活用いたします。次に、20ページ、21ページをお願いいたします。衛生費、清掃費の環境センター管理事業につきましては、電話回線切替えに伴う通信運搬費の増額及びプリンターの廃止に伴う複写機印刷枚数の増加による事務機器借上料の増額でございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。土木費、道路橋りょう費の県道維持修繕事業につきましては、県からの指示額の増に伴う業務委託料の増額でございます。財源といたしまして、県の県道維持修繕費交付金を活用いたします。次に、28ページ、29ページをお願いいたします。土木費、河川費の河川改修事業につきましては、楠木谷川の河川改修設計業務の実施に伴う業務委託料の増額でございます。財源といたしまして、地方債を活用いたします。これにつきましては、工事等箇所図として資料19を併せて提出しております。同じページ下の行の急傾斜地管理事業につきましては、県からの指示額の増に伴う業務委託料の増額でございます。財源といたしまして、県の急傾斜地崩壊防止施設対策費交付金を活用いたします。

30ページ、31ページをお願いいたします。教育費、教育総務費の心の元気を育てる地域支援事業につきましては、県の委託金内示額の増に伴う消耗品費等の増額でございます。財源として国の道徳教育推進拠点地域事業委託金を活用いたします。次に、32ページ、33ページをお願いいたします。教育費、小学校費の小学校建替事業につきましては、概要資料として資料17を併せて提出しておりますので、こちらを御参照ください。資料17でございます。海田東小学校の校舎建替事業につきまして、本館に加えて、新館及び給食室の建替えの対象とすること、また基本計画及び基本設計に加えて実施設計までを一括発注とすることに伴う業務委託料の減額でございます。これらの変更に伴いまして、本事業に要する期間及び限度額に変更が生じることから、併せて債務負担行為の補正も行います。期間を令和8年度まで、限度額を1億9,230万円に変更いたします。資料14に戻っていただきまして、34ページ、35ページをお願いいたします。教育費、社会教育費の海田東公民館管理運営事業と織田幹雄スクエア管理運営事業、それから、図書館管理運営事業につきましては、それぞれプリンターの廃止に伴う複写機印刷枚数の増による事務機器借上料の増額でございます。その下の行のふるさと館管理運営事業につきま

しては、電話回線切替えに伴う通信運搬費の増額でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。ここでは歳出の増額補正で説明いたしました特定財源の増額については、説明を省略させていただきます。20款、繰越金につきましては財源調整として増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第45号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億3,981万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億5,138万8,000円とするものでございます。また、第2表により債務負担行為補正、第3表により地方債補正をそれぞれ行います。歳入歳出予算補正で説明いたしました内容は省略させていただきます。議案書4ページをお願いいたします。債務負担行為補正のうち、四つの小学校区児童クラブ運営業務に係る額については、次期委託業者の選定を今年度中に行うために設定するもので、期間は令和9年度まで限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。以上で、令和6年度海田町一般会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）一個だけ。15ページの児童手当なんだけど、恐らく12月議会に出されるんかと思うんだけど、10月から児童手当が変わりますよね。制度が変わるんですけど、これについては、この9月議会では出てないんですが、これはどのようになっているのか、それが一つと、31ページの心の元気の事業で視察をされるようなんですけど、どこに行かれるのか、どういうメンバーで行かれるのかちょっとお聞きします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（大村）まず、児童手当の10月からの拡充分なんですけれども、これは今年度の当初予算で、もうその予算が組んでありますので、それで対応させていただきます。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）心の元気の視察先ということでございますけれども、現在、今、視察先を選定している途中でございます。今、道德教育に関する研究のほうを進めておりますので、これの先進地という形で、今、検討しているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）心の元気なんだけど、これは誰が行かれるのか。教育委員会が行かれる

のか、それとも青少年健全育成町民会議が行かれるのか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）こちらは海田中学校区での指定事業でございます、学校の教職員のほうが行く予定になっております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。小田議員。

○6番（小田）資料14、補正予算説明書の11ページ中ほどにあります福祉センター改修事業についてですが、資料16の4で予定工期として4か月半プールが使えないということですが、これについてはどのように周知を町内外にするお考えですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）お認めいただきましたら、速やかにホームページや町の広報等、それから館内の掲示、チラシ等で周知を図ってまいります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。第45号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第46号議案、令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第46号議案、令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、簡易陰圧装置整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第46号議案、令和6年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料20、令和6年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。資料20の保険事業

勘定の４ページ、５ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の簡易陰圧装置整備事業につきましては、県補助金を活用して、令和２年度及び令和３年度に町内の介護事業所に対し交付した簡易陰圧装置整備に係る町補助金について、当該事業所から町に対し、処分制限期間到達前の財産処分に係る申出があったことを受け、県へ協議した結果、処分が承認されたことから、当該事業所から町へ補助金を返還させるとともに、町から県へ補助金を返還することに伴い、償還金利子及び割引料を１,１２７万円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。２ページ、３ページをお願いします。９款、諸収入の雑入の海田町地域医療介護総合確保事業補助金返還金につきましては、当該事業所からの補助金返還金として、同額の１,１２７万円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第４６号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に１,１２７万円を追加し、歳入歳出の総額を２２億２,１９５万７,０００円とするものでございます。

以上で令和６年度海田町介護保険特別会計補正予算第１号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第４６号議案について採決を行います。お諮りいたします。第４６号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第４６号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第１１、第４７号議案、令和６年度海田町水道事業会計補正予算第１号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第４７号議案、令和６年度海田町水道事業会計補正予算第１号について。

この度の補正予算につきましては、国信浄水場系基幹管路更新工事１工区について、労務費や材料費等の高騰により、当初見込んでいた予算の範囲内での施工が困難となった

ことから、継続費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第47号議案、令和6年度海田町水道事業会計補正予算第1号について御説明いたします。第47号議案をお願いいたします。2条でございますが、当初予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を補正するものでございます。事業は国信浄水場系基幹管路更新工事1工区で、工事の設計段階において、現在の物価状況等を反映し積算した結果、労務費、材料費及び附帯工事費等に高騰があり、当初見込んでいた継続費の範囲内では工事の施工が困難なことから、総額を1億9,724万8,000円から2億3,962万4,000円に、令和7年度の年割額を9,862万4,000円から1億4,100万円にそれぞれ増額するものでございます。なお、令和6年度の年割額につきましては、工事の発注時期が当初の予定よりも遅れることとなり、令和6年度の出来高が減ることから、労務費等による増額分が吸収されるため変更はなく、令和6年度の予算額についても変更はございません。財源内訳等をお示しした補正予算説明書として資料21を提出しております。また、工事箇所図として資料22を提出しておりますが、当初と変わりはございません。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。第47号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査のため、9月4日から9日までの6日間、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、9月4日から9日までの6日間、休会とす

ることに決します。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会したいと思います。

なお、次の会議は9月10日午前9時から開会いたします。大変御苦勞様でした。

午後4時12分 散会